



か、その辺の経緯を少し詳しく話して下さい。

○政府委員(今井博君) この話は私のところまではまだ上がっておりませんが、課長のところには現地からいろいろな報告が参っております。その報告の概要を申し上げますと、確かに今、先生がおっしゃいましたように、この七月に鷺谷部でこの芥北町の要請があつて調査をいたしました。

○森中守義君 いつですか、それは。

○政府委員(今井博君) それは七月と

いうことに隠しておられます。その調査の結果は、炭鉱の影響及び鉱害の影響は少々あるかもしれません、大部分は自然現象と申しますが、早魃といいますか、旱魃による自然現象というふうな調査の結果に相なつておるようでありまして、その後その調査結果を県の方とも相談いたしまして、県も一応それ

を了解されて、ただいまは県と苇北町  
とそれから炭鉱と三者間で一応円満に  
協議中と、こういう連絡がござります  
が、それ以上の詳しいことについては  
まだ報告を受けておりません。  
○森中守義君 ちょっと今言われたそ  
の自然現象の理由以下、早魃ですか、  
陥没ですか。

○政府委員(今井博君) 早魃でござります。  
○森中守義君 これは私は熊本でして、天草の事情はよく知っているのです。早魃による自然現象というようなお話をですが、どうもこれはちょっと受け取れないですよ。大体、この天草といふところは茅野町が米どころなんですね。しかも特別に本年あるいは昨年あたりは、御承知のように、台風もきておりません。比較的によくとれてお

○森中守義君 質問があれは現地と打  
り合つよると、うことは自然でト  
う一度現地と打ち合わせしてみてもい  
いと思ひます。  
の熊本県下全体を見回してみても、旱  
魃があつたなどいう話は聞かないのです  
が、何か少し、こゝへ、曲げられている  
のじやないですか。  
○政府委員(今井博君) ただいま申し  
上げたのは、現地すなわち通産局の鈴  
害部からの報告でございまして、それ  
以上の詳しいことはちょっと今現在わ  
かりかねます。今までの何から見まし  
て、特にこの報告を曲げたということ  
はあまりございませんので、一応われ  
われはこれが正しいものだとは思つて  
おりますが、さらに、そういう点につ  
いて非常に疑義がござりますれば、あ  
る。

以上聞いてもどうかと思うのですが、それはそれとして、別な角度から見た場合、この改正案が出ると、しかも二百四十億という一吹取りまとめた数字が出来されているのです。こういうことは、課長は私は知っていたと思うのです、莘北の問題はね。今あなたたは課長段階まではきていたと、こうおっしゃるが、なぜこういう問題を局長まで上げないのでですか。しかも、今旱魃による自然現象たという理由を現地の方では言っておる、こうしたことなんですが、これは全国的に見ましても、台風の通つたその特定の地域とか、その他特殊な事情による所は別として、おおむね熊本県の昨今の農作物というの是非常にいいのです。これは一つの常識でもあるのですが、何か課長なら課長

がこれを見られて、これは旱魃による自然現象だというような報告がされたとき、それにそれ 자체について疑いを持つようになります。うなことはなかったのでしょうか。むしろ、私はなぜ課長段階でそれがとまつたのか、この改正案を出そらとうときに、こういう問題があれば、局長へ当然話は通しておるべきである、そう思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(今井博君) 鉱害問題は非常にいろいろなむずかしいケースがたくさんございまして、私のところへ全部一々タイムリーに上がってくるというわけのものではございませんが、特にこの現地からの報告、この件に関する現地からの報告が、一応県と芦北町と炭鉱会社、この三者間で協議中だ、こういうふうな今報告になつておられます。が、課長としてはいろいろなたくさんな報告が参りますが、特に問題のあるやつはわれわれのところに上がってきますけれども、この件については一応これで協議が進行しております。こういうことで私のところまで上がらなかつたのじゃないか、こういうふうに考えております。したがいまして、自然現象すなわち旱魃という自然現象が天草地域の土地柄から見て、非常に疑問の点が多いということだとございましたら、もう一度現地に再調査をやつてもらうとか何とかいう措置をやっていきたいと思います。

○森中守義君 そのお答えは実は大臣から私はあとでもらいたいと思つてゐる。

そこで、もう一度今の関係で聞いておきますが、その前にちょっと申し上げておきたいのは、現地でこういうこ

とを言つているのですよ。熊本県会では明らかにこれは鉱害だという認定をした。それに対し、鉱山監督局は、そうじゃない、今石炭局長が言われるよう、旱魃による自然現象である。必ずぶんこれは食い違った結論なんですね。しかして、今お話によると、県、それから町、それに会社、三者がこの措置に当たつておるということなんですが、第一、その地元においては、この鉱害対策の特別な協議会ができていますよ、地元の代表が集まりましてね。で、こういう人たちの意見といふものは、会社にも、県にも、あるいは鉱山監督局にも十分これは通じている。それで、現地で、そういう県と通産省の食い違つた意見を何と言つてゐるかといいますとね。御承知のように、天草に十近い中小炭鉱がありますがね。この中でも久恒は一番いいのです。経営状態もいい、しかも炭質もかなり上炭であつて、カロリーも高い、こういう状況ですからね。おそらくこれは災害復旧のために会社の方が金を出すのをいやがつた、しかも、本社が福岡だから、出先の監督局にいろいろ手を打つのはそらむずかしいことじゃないのだということで——あつてはなりませんけれども、そういうことがあってはならないけれども、そういうように疑惑の目をもつて見て、いるそれが自体が私は石炭行政に対する、いうなれば国民の一つの疑惑と不信を招いていると思う。で、一体どういう立場の人々が現地に出かけて行つて、それでこゝは旱魃による自然現象であるといふ結論を出したのか知りませんけれどもね。どうしても納得がいかない。こういうことが現地における率直な住民の

意見であるということとは、ぜひ一つは  
臣も、石炭局長も御了承願つておきたい  
と思う。それで、これ以上、御存  
ないようだから、どうか、どうかとい  
う畳み込んだ質問もほなほだ不見識で  
あると思うのですが、おおむね私は  
お尋ねするよりも、説明した中から、  
すいぶん通産省の方で判断をされてい  
た問題とはかけ離れている。事実は  
ね。こういう認識を私は持つてもらいたい  
と思うのです。しかも、こういうトコ  
ロなことがいつどういよろくな不測の  
事態を発生するかわからない、そういう  
危険な状態があるのだ。しかも水田工  
等は、このあたりはこれは反当八俵等  
はもう全然ないということです  
らいいできますよ。非常にいいところで  
すよ。それが二俵ないし、三俵ぐらい  
かそれない、こういう凶作状態です。  
それは水がもう全然ないということです  
よ。ただ、私は残念ながら、ここに  
農耕地がどのくらいであつたかとい  
ふことをはつきり持つてきておりません  
から、まあそこまで具体的に申し上げ  
る材料を今持ちませんけれども、平年  
作八俵が二俵ないし三俵ということに  
なると、これは相当なものですよ。」  
かも、それは早魃といふ一つの理由  
は、今から三年ぐらい前からこの現象  
が始まっているのだ、だから、五俵が  
三俵になり、三俵が二俵になる、こう  
いうことで、ひょっとするとこれは  
自然現象による旱魃だというような見  
方をしたのかもしれません。しかし、  
沈下状態は毎年深くなっているわけで  
す。それだけに水が出てこないとい  
うことで、この辺の農家といふものは非  
常に深刻な問題に今逢着をしている。

たということになりますとね、この二百四十億の中に、この帯北の志岐久恒炭鉱の——あえて私は鉱害と言いますが、これは積算の根据になつていてない。しかし、通産大臣は、いや、これは絶対的なものだ、そういう事実があれば追加するのだ、こういう先ほどのお答えもありましたが、一体この事実をどういうふうにこれから先、取り扱つていくのか。これはひとつ、責任ある佐藤通産大臣から明確にお答えをいただきたい。具体的に、調査にやつてもいいといふよなことでなくて、即刻実情を調査してもらいたい。同時にまた、その事実を見発したならば、この中に追加できるものかどうか。

いまでの、その意味からも、当然通産省としてははつきりした判断を下す段階にきておると、かように思います。そういう立場をとりまして、ぜひとも至急に、早急に現地に専門の係官を派遣しまして実情を調査する、こういう処置をとりたい、と思います。で、調査の結果、この鉱害というものが明確になれば、もちろん鉱害対策の今後の問題として数字の中にもこれを捲入する、こういう処置をとつて参りたいと、かように考えます。そういう公平な、また私のない処置をとるつもりでござりますので、どうか一つ御了承いただきたいと思います。

○森中守義君　まあたいへん通産大臣の適当な答弁だけつこうです。

そこでいま一つ、なかなかこの商工委員会に出る機会がありませんんで、天草の問題で聞いておきたいのです。が、御承知のように、この作業員を五十名、まあ多くて百五十名くらい持っているのですけれども、小さな中小炭鉱が非常に多い、天草の場合には。しかもこれらが実情では所定の販売コストがきまつていない。それで主として大阪あたりから船を仕立てて貰いに来るんだそうです。それで、炭主のほうでは山渡し幾ら、こういう主張をする。ところが買い手の方ではいや船渡しあれだということで、なかなか販売コースが一定しない。しかも競争が非常に激しいものだから、結局買いたたきをされて、かなり生産コストをダウントして売つてしているという実情です。しかもそういうことが、半年、一年、あるいは二年という累積された結果、牛深炭鉱という山が一つあります。この牛深炭鉱のことときは経営者が三年ともたないんですよ。次から次にかわって

いく。これはもう実に天草の中小炭鉱の販売の独得のケースなんです。で、こういふことは一体どういうふうに今まで行政指導されてきたんですか。

○政府委員(今博君) 中小炭鉱の販売の関係が非常に商社に買いたたかれると、いりますか、そういう現象があるといふことはわれわれも承知いたしておりまして、中小炭鉱の合理化の一一番大事な点は共同販売機構を作ることが一番先決じゃないかと、いふように実は考えております。したがつて、事ある機会にこれは生産の共同能勢も、されば非常にけつこうだと思いますが、まず第一着手としては販売関係について共同販売をやるといふ指導を実はやつて参りました。西九州の中、小炭鉱については、実は共同販売会社がもう事実できております。これはだいぶ商社のいろいろ反対とかがあつたようですが、これを押し切つて実は作りました。これは非常に成功しておる。事あるごとに、われわれとしてはそういう地域的な販売機構を作りになつたらどうかといふ勧奨を申し上げておるわけです。天草の例は確かに中小炭鉱が非常に多い。しかも無煙炭、その無煙炭は非常に現在需給関係が強いわけでから、ほかの一般炭よりもっと販売条件が有利であるのが普通だと思うのです。したがつて、これはこの際、先生の御指導とか、われわれもいろいろ勧奨をいたしたいと思ひますが、やはり販売についての共同化という方向に御指導いただければ非常にいいのじやないか。そうすれば、金融的に見ましてもわれわれも応援する手段がいろいろござりまするし、できるだけ早くそういう方向に持つていただきたいと実は

○森中守義君 それからいま一つの問題は、幸にして今まで露營その他の事故がない、天草にはね。比較的少ないので、その限りにおいては非常にけつこうだと思うのです。しかし、それは非常に近代的な採掘をやっているから、そうだとは言えない。かなり古い方式の乱掘をやっているようです。しかも坑内の保安作業など、いのちのものもなかなか気を使ってやってやっているとはいひながら、第一その資金が乏しいもんだから、あれもやりたい、これもやりたいと言つてみても、なかなかその近代産業まで到達しないということで、かなり原始的な採掘なんですね。したがつて、そういう現状ではいつどこでどういう事故が起こらないとも限らない。私はあまり石炭関係の実情についてほんと詳しくありませんけれども、一応常識的に考へ得る、鉱山保安法とかあるうですが、そういうもののをきちんと適用して、一年に一回あるいは二年間に一回というようなことで、天草等の全部の鉱山に対して適切な監査が行なわれておりますか。

するといふようななつて、保安の管理に手落ちを生じて災害を起す。こういうことがないよう十分監督をし、また指導をやつておるわけですが、特に資金面におきましては予備費の支出で、近代化資金が二億六千万、それから中小企業金融公庫で十億と、こういう金の融資が認められておりますので、こうしたものを希望されば、またそのごあいせんも申し上げる。こういうことをいろいろやつておる。筑豊の非常に深い山とは変わりますが、れども、私ども監督、保安行政を持つるものとしていたしましては、十分に日ごろから注意を払っております。

○森中守義君 今、保安局長のお話ですと、二億六千万と十億ですね、そういう金をあつせんをする、こうしたことですが、これから先、行政当局のほうでいろいろと監察を行なう、ないしは業者の自発的な申し出があるという場合に、この融資の方法は将来も継続いたしますか。

○政府委員（八谷芳裕君） この融資は今度の臨時措置法にも明文化されておりますように、政府はできるだけいろいろ融資のあつせんに努めなければならぬわけでございまして、これは当然明年度予備費で認められておるもので、また来年度も継続してこういふ方向に進めたいと考へております。

○森中守義君 けつこうです。それから坑内あるいは坑外に勤めている人たちの賃金の状態ですが、何しろさつきもちょっと申し上げたように、炭質が上炭であるにかかわらず、買いたなかれてかなり窮屈な経営をやつて、いるそうです。そういうことのしわ寄せが坑内あるいは坑外に影響して、異常な

低賃金だと聞いております。こういった  
ような問題についてはどうなんですか。  
一定の実情を調査されて、そろし  
て大手並みにはいかないにしても、多  
少の手直しをするとか、そういうこと  
の勧告等を行なうようなお考えはあり  
ませんか。

中小企業の合理化指導という対策をここ数年来やつておりまして、すでに現在までに実施しましたのが二百五十程度とも達しました。

ていると思いますが、その場合には、やはり中小炭鉱を合理化する場合に、その調査結果に基づいてこういふことを

をアドバイスする。必要があれば資金のあっせんをする。こういうことをいたしております。その中で天草は、もちろん私は一部やつておると思います。けれども、特にまあそういう点に問題がございますれば、毎年やつておるわけでありますから、特に天草の問題を取り上げて調査をきちこちやって、くど

○森中守義君 そうしますと、石炭局長、今の御答弁ですと、先ほど大臣が言われたように、やはり志岐久恒の問題はさつそく手をつけなければならぬということですが、今私が申し上げ、かつ局長が答弁されるようなことをわせ含めて、今回は調査の対象にするところになりますか。

○政府委員(今井博君) 今回はまあ非常に急速に鉱害の——鉱害であるかどうかかという点について非常に意見が分かれれておるようでありますから、早急に

その問題について適当な人を派遣して調査するということをまず第一にやった。それから現在の私が答えます。中小炭鉱の合理化指導の問題についておきましては、これは一応今まで計画をして、予算とにらみ合わせながらも指導を計画的にやって参るわけでありまして、さらに緊急にそういうことをやる必要があるという場合には、その計画の中にできるだけ入れまして、ひとつやつてみたいと思いますが、なお、相当広範囲にやつておるものでござりますから、これはまあ全体について目急に間に合わすだけの調査ができるかどうか、これはまあ一応計画を再検討いたしまして、十分これを繰り上げてやれる余裕がござりますればやりますし、それがやれないという場合は、ちらにずつ引き続いてやつておりますから、来年度にかけてさらにやることとは十分考えております。

濟企画庁の所管なんですか、離島振興  
というものがやはり国策として採用さ  
れている今日、一体天草はどうかとい  
うことになると、今申し上げたように、  
石炭が一つのよりどころになつてい  
る。だから中小零細の炭鉱が買いたた  
きをされ、非常に乏しい経営をやつ  
ている。しかも先ほど二億六千万と十  
億という話が出来ましたけれども、一体  
こういう十二億六千万程度で離島振興  
の名にふさわしいような天草石炭産業  
の近代化ができるかどうかということ  
になると、これはなかなか私は問題が  
あると思う。しかし、そういう声がほう  
はいとしてわき起らぬといいう原因  
は、やはり石炭を大事にしなくちやい  
かぬ、会社が存在するのだから、これを  
大事にしようといいう地元の石炭産業に  
対する期待と、それによってこうむつ  
てある恩恵といいうものが、私はこうい  
う声を大きくしていいのじやない  
か、それならば国として放つて置いて  
いいかということになるとそとはいか  
ぬと思う。こういうものの見方をされ  
ば、当然ひとつ国としてもまず先んじ  
て、なるほど離島振興は通産省の所管  
でなくて經濟企画庁の所管だとは言い  
得ても、この際、そういう悪条件下に  
置かれている天草の石炭産業について  
は特に気をつかう必要があるだろう。  
ですから、私は単に鉱害だけではなく  
て、その他の天草の石炭産業の現況と  
いうものの写真を一応とつて、その  
上に立つて資本の導入をやるなり、あ  
るいはまた先ほど局長が言われた取扱  
コースの一つのルールを作つていくな  
り、そういうひとつ近代化の方法をせ  
ひこの際採用すべきだと思うのです。  
大臣が中座されましたから、政務次官

がおられるので、ひとつ政務次官のほうから、このことに対する所見をお伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(大川光三君) ただいまのお話に出ました問題については、大臣ともよく相談をいたしまして善処いたしたいと、かように考えております。

○森中守義君 大臣また来るのですか。

○委員長(山本米治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本米治君) 速記をつけさせて。

○森中守義君 それでは、今ることは、政務次官の答弁でもけつこうですが、非常に大事な問題ですから、一応大臣が来られたならば、もう一回ひとつお答えを願うようにして、私は保留しておきます。ただ、ぜひともそういうふうな実情であるということを関係者のほうにも十分この御認識を願つておきたいと思います。

○阿部竹松君 四件の法案でございますので、質問が飛び飛びになって大へん恐縮ですが、なお、衆議院のほうで四件の法案について相当質疑応答がなされておりましたので、速記録で読ましめていただきましたから、その点は省略まして、小さい点を少しお尋ねしてみたいと思います。

この「石炭鉱山保安臨時措置法案の提案理由」といういただいた文書の中の第四の四行目に、「これにより労働者の保護に遺漏なきを期することとしております。」こう書いてある。保安関係の法律でございますから、保安の上の労働者の保護かと思つたわ

けですが、文章を見ると「平均賃金三十日分」云々と書いて、その下に「労働者の保護」云々と書いてございまから、これは生活の問題だと思つわですが、まさか三十日分に相当する額を支払うことが労働者の保護に遺なきを期するということじやなかろと思ひますので、その中身ですね、具体的にどうなさるのか、保安局長さんにお尋ねいたします。

こういふ考え方でござります。

○阿部竹松君 保安局長に直接関係があるかどうかわかりませんけれども、

今おつしやった合理化事業団の買い上げによつて北海道、常磐、山口、九州と、各産炭地域でそれぞれ合理化事業団の買い上げた山があるんですが、御承知のとおり、特に九州地方がひどい、暴動が起きないのが不思議だとい

うくらい、しかも今週から先週にかけて通産、大蔵、自治、労働四大臣が現地に行つてみてきて対策を立てなければならぬという現状なんです。それが

万をもつて数えるほどおるわけです。あれと同じような方式で行くとい

うことになるわけですが、あれと同じでやるということが遺漏なきを政策的に期している思つているんですか、そ

ういうよろしく考へてあればこれは問題なんですが。

○政府委員(八谷芳裕君) 今度の臨時措置法で定めております未払い賃金あるいは退職金の取り扱いは、現在合理化事業団がやつております合理化法によりますのは最優先的に支払う

といふ面ではこちらのほうがずっと労働者の保護に資していきます労働者に対する法律面では、この離職金の支払いと、それから未払い賃金の支払い、こういう二つの面で進むわけですが、ございますが、もちろん離職者の対策、こういふ問題を抜きにして、これが遺漏なきを期しているということにはならないわけでございまして、この離職者の対策につきましては、この臨時措置法に現われております法律面以外に十分にこれをやつていかなければ

ば、円満な閉山ということにはならない

ことになりますが、中身が伴わないといふことをそれを遺憾だと思ふんですね。

○政府委員(八谷芳裕君) この関係は石炭局も関係いたしておりますので……

○阿部竹松君 これはあなたの担当の

法案ですか 僕の聞いておるのは、石炭鉱山保安臨時措置法案の提案理由の説明で、これは保安局で責任あるわけ

であります。その保安局で出した中身を僕は承つておる。

ば、円満な閉山ということにはならない

いだらうと考えます。

○阿部竹松君 保安局長さんで、仕事

が違うから、中身よくわからぬと思うので、私その点しつこく聞きませんけ

れども、今の合理化事業団の買い上げた山も、金がある限り大体優先的に金

を払つているわけですよ。いろいろ問題のある山もあります。しかし、大

体そういう方向で石炭局があるいは合

理化事業団を通じてやはりそういう行

政指導をやつております。だから

これはほとんど変わらない。そろそろ

三十日分しかもらえないわけで

す。保安局長は、長い間国家公務員と

して國に奉仕されたから、一産業人と

して國に奉仕する人と立場が違つかも

しれませんけれども、あなたが三十日

だけもらっておやめなさいと言われ

て、これは國が十分保護して遺漏なき

を期するということが言えるかどうか

か、自分の身と対照してお考へになつ

て、これは國が十分保護して遺漏なき

を期するということが言えるかどうか

か、自分をもつて足りりとするから、保安局は監督の任に当たりながら、一カ年に一千人ずつの犠牲者を出す。労働者の保

護といふことで、美しい言葉で書いて

あるんですが、中身が伴わないといふ

ことをそこ遺憾だと思ふんですね。

○政府委員(今井博君) この関係は石

炭局も関係いたしておりますので……

○阿部竹松君 これはあなたの担当の

法案ですか 僕の聞いておるのは、石

炭鉱山保安臨時措置法案の提案理由の説明で、これは保安局で責任あるわけ

であります。その保安局で出した中身を僕は承つておる。

て國のためにお尽くしなつたといふことは十分わかりますけれども、炭鉱

労働者も一産業人としてやはり國のた

めに尽くしたんだから、金額に差があ

るかもしれないけれども、あなたたら

が三十分をもつて、それが自分の

身に引きかえて、保護に遺漏なきを期

したということで、あなたたちは了解

するのかどうですかと、こういうこと

を聞いています。両局長行つて、どちらになりますか。

したか。そこをどうかとお伺いしてお

るんですよ。

○政府委員(今井博君) もちろん離職

金の三十日分だけでは十分であるとい

ういう順序になつておりますが、今度

の保安臨時措置法によります場合は、

未払い賃金それから退職金といふも

のと鉱害の賃償金、この二つを同列に

おきます。この二つを最優先に考えて

おる、こういふ立て方をいたしております

て、できるだけ遺漏なきを期した、こ

ういうふうにひとつ御了解願いたいと

思います。

○阿部竹松君 これ以上同じことを繰

り返しませんけれども、この文章が、

相当恩恵的感ずるような文章を作つ

ておいて、羊頭を掲げて狗肉を充てると

いうことになるのですよ。そういうこ

とですから、あなたの見解がそういう

ことであればよろしくございま

す。

○阿部竹松君 私のお尋ねしている

のは、たとえば法律を作る場合に、

こうこう、こういうことが起きたるおそ

れがあるからといふことで法律を作る

場合と、これはこういうことではいか

ぬ、したがつて、政府が行政指導をし

なければならないのだが、法律を作つてやらなければならぬとか、あるいは

法律を作らぬでもやれるとか、いろいろ区分されると思うのですが、この第

てきたわけですが、おそらく九州から北海道まで含めて、この法律を企画、立案するにあたっては、大体こういう山はこういう法律をもつて勧告しなければならぬというようなことで、お調べになつておるでしよう。ですから、それに該当する山が幾つぐらいあるかということをお尋ねしているのです。なければないという御答弁でけつこうなんです。

だろうと思う。あなたののようなお話を金が出るんだつたら、佐藤通産大臣が今まで僕らに言ったことは全部うそと いうことになる。そうではない。必ず 第三あるいは第四のこういうものが出てきたときには、やはり幾つぐらいの金が必要だとして、幾らぐらいの金が必要だとして、これを事業團を通じてやる、ということになるのではなかろうかと用うのですが……。

○政府委員(八谷芳裕君) この改善勧

○阿部竹松君 その次に、第六番目に  
ある、保安に関して政府が資金云々を  
するという条項がございますが、これ  
は今までと変わった方向で、何らか新  
しい款項目を設けて金を融資するこ  
とが、補助金を出すとか、こういうこと  
になるわけですか。

○政府委員(八谷芳裕君) ただいまの  
年度で四十鉱、こういうふうに考  
えているわけです。

法及び通産省設置法の改正によつて監督官の人員をふやす云々ということが書いてあります、が、この法律は二ヵ年間の臨時措置法です。二ヵ年間で臨時措置法がなくなると人員が減るといふシステムですか。

○政府委員（八谷芳裕君） これは二ヵ年たてば、たとえば通商産業省に四十分の定員増加をはかつた、これはすでに定員は認められまして、今はとんどん増員をしましたわけですが、これを明確にこの法律でこれま定めるつゝでござ

い機械を据え付けるといふのを監督するのに一時間四円しかつかない。坑内——全然危険で通れぬよう区画をやはり監督官は通つて検査しなきやならぬが、一時間八円しかつかない。ドンと爆発して、いつガスのために爆風のためにやられるかわからない現場へ行く監督官が、一時間二十円しかつかない。これは、もともと金によつて監督官が動くとは思いませんけれども、しかし警察官、消防署員、これと比較して、実に浜山監督官の監督官——通

報告に「きましては、これらは予算その他もございまして、一応の想定をし、また過去の調査によりましての目算もいたしておりますがございまますが、この改善勧告のほうは、総合調査を実行されまして、総合調査を現実にやりました結果に基づいてやるといふことで、どの炭鉱どどの炭鉱といふうなことは、現時点においては明確に考えておりません。

告につきましては必ずしも経費が結構結しないわけでございまして、ただいまお話をございました第四の鉱業の廢止の勧告、これにつきましては、交付金を明確に算定し、あるいは離職金を算定する必要がありますので、これにつきましては、ただいま大蔵省と予備金の支出折衝、その他をやりまして、現在この第四のほうでございますが、これにつきましては、昭和三十六年

御質問の問題でござりますか。これは当面の資金といたしまして、ひとつは専用機器の設置に必要な補助金を考えております。これは補助金額は、三十六年度の予備費支出として七千三百八十六万九千円でございますが、第二番目に、石炭合理化事業団によります無利子の近代化資金の貸付、これといたしまして、やはり保安機器でございますが、あるいは坑道の機器等につ

○阿部竹松君 そこで、政務次官の大川先生にお尋ねしたいのですが、これは大川先生最もわかる話で、ぜひあなたでなければならぬ。実は、これは問題が終わるわけではなくて、これで一たん認められると、この項目だけはずつと永久に続いていく、こういうことになります。

産省の下級の公務員は安いんです。これを大川先生御承知はどうかわかりませんけれども、今度新しい予算が、いいよいよ来月から十二月にかけて予算措置がやられるんでしようが、これは大川先生ぜひやっていただきなければならぬと思うわけです。いかがでしようか。大川先生も来年選舉ですから、こうして一つくらいことを、実績残さ

○阿部竹松君　いや、私はどこの炭鉱が該当するとか、どこの鉱山が該当するということをお尋ねしているわけじやないわけです。しかし、最後のほうになると、交付金は事業團を通じて云々と書いてあるわけです。あなたのほうで大蔵省に対して予算要求をしなければならない。このくらいの山が該当する山であると、通産大臣はこういふように勧告するのだが、したがつて、山がつぶれるから予算がどうかといふ問題が生じてくるでしよう。ばく然としておって、まさか大蔵省が佐藤通産大臣にお伺いすると、大蔵省が固くて困るということを常におつしゃつておられるのですから、たゞ、ばく然と大蔵省が、あなたのよくなお話をは、ああそうですかといつて金が出ぬ

年一本年度は、三十九炭鉱、三十五  
万二千トンを一応考えております。そ  
れから来年度につきましては、四十炭  
鉱の四十五万トンでございます。ただ  
し、本年度につきまして、当初これをお  
立てましたときから暫時時間の経過もあ  
りまして、極力この数字にて、努力をしたい。  
合わせるよろしく方向で努力をしてい  
こうというふうに考へておるわけです。

○阿部竹松君 そうすると、この第四回  
番は、石炭鉱山における鉱業の廃止の  
勧告云々とありますから、大臣が勧告す  
るといふ場合には、やはり裏づけが必  
要だということで、四十二炭鉱ですか、  
か、勧告の大体調べになつた該当山

きまして二億六千万、さらに中小企業金融公庫から低利かつ長期の融資十億、こういうものを考へてゐるわけでございます。さらに日本開発銀行のほうから四億といふものを、この保安の確保のために融資をしてもらう、こういうことを考えております。

○阿部竹松君 通産大臣が出たり入ったり、また出たりで、森中先生のさいぜんの保留した質問があるはずですが、私の発言の途中でもけつこうにから、大臣がお見えになつたときには、森中委員に発言をさして上げて下さい。

○委員長(山本米治君) 承知しませ  
た。

○阿部竹松君 そこで、大体わかりました、が、最後の第十二の、労働省設置

実は、これは大川先生、この法案と関係してですが、直接法文には関係ないわけですが、仏作って魂入れずといふことがありますので、これは質問といふよりも要望になるわけですが、昨年九州で次から次へと爆発事故あるいは水没事故が起きまして、多くの炭鉱労働者の犠牲者が出了たわけです。そのとき監督に行つとつた保安監督官が殺なんという——炭鉱の爆発のためかどうかわからせんけれども、そういう問題が起きたわけです。したがつて、私どもが炭鉱へ参つていろいろ聞いてみますと、つまり保安監督所にいる通産省の監督員の諸君ですが、坑内に入つて、坑内に入つてですよ、新し

○政府委員(大川光三君) ただいま阿部さんからお尋ねの点は、非常に私も重要な点であるし、関心を持つてお伺いしましたが、ただ保安要員の給料が少ないという点については、今後多少これに改正を加わえるという用意があるとのであります。その詳細はほかの政府委員から説明いたします。

ただ問題は、こういう危険な仕事の衝に当たる人たちに対しては、ただ一定の俸給とか金銭とかいう以外に、もっと大きな身分保障ということを考えておかぬべきならぬのではなかろうかというように私は感じておる。同時に警察官の場合、あるいは消防署員の場合でも同じようく、こういう危ない仕事に携わる人には、その身分保障と

○政府委員(八谷芳裕君) 三十六年度におきまして廃止勧告の予定数は三十

○阿部竹松君 そこで、大体わかりました  
したが、最後の第十二の、労働省設置

る通産省の監督員の諸君ですが、坑内に入つて、坑内に入つてですよ、新し

場合でも同じように、こういう危ない仕事に携わる人には、その身分保障と

いうものも大きい立場から考えにやならぬのじやないか、かよろんに考えておられます。改定の点についてはほかの政府委員から説明をしていただきます。

○政府委員(八谷芳裕君) ただいま御質問ございました監督官の待遇改善につきましては、去る七月一日から入坑手当につきましての改悪を行ないまして、従来、ただいまお話しのございました一時間八円、これは、かりに入時十四円といふものを、一日三百三十円、間の作業をしますと、八八一六十四円でございますが、この巡回の場合のは時間がございまして、今度のは日で一時間八円、一日に引き直しまして六十四円といふものを、一日三百三十円、ちょっと単位の取り方が、もとの給表は時間がございまして、今度のは日でござりますので、直接比較できませんから、八時間に換算して申しますと、巡回の場合が六十四円から二百三十円、それから災害の調査の場合には百九十二円、これを六百九十四円。それから通常の施設、その他の検査の場合は三十二円を百二十円と、約四倍に近い程度にこの入坑手当をもらえるように改善をいたしました。

○阿部竹松君 実は、そういう話は

知つたるけれども、それではもう全然スズメの涙ほどしかならない。したがつて、昨年あの爆発の起きたとき

に、総理大臣の池田さんに、こういふことになつてゐるが、総理は一体どうなさいますかと言つたら、それはもう

阿部委員の言うとおりで、これは大いに奮發しなければならぬと、こうおつしやつた。今はおやめになつたから、私はおやめになつた人を云々したくなつたが失敗いたしました、こう言つて総理みずから言ひしている。おそらく石炭局長もお聞きになつてゐると思

いますが、佐藤さんがおいでになればいいと思うのですが、なかなかお見えにならぬようですか……。この千二

安監督局長さんだつた。今の保安局長

は私は今初めてお会いしたのですから

わかりませんが、小岩井さんといふ人

は全然政治性がないから、池田さんが

負つてやつておられるでしようけれど

も、どうも保安局長といふのは歴代あ

まり政治性を持つてるのは局長には

ならぬようだ。したがつて、大川政務

次官はどうらのほうを担当しておられ

るが、二人おられるからわかりません

んだ。身分保障という大ふろしきを広げ

られたけれども、僕の言つたことだけ

でもやつてくれればけつこうですとか

ら、それはこの国会だけうまく答弁し

れます。にもかかわらず、千二百円を

いうことに答申が参りまして、それ

に基づきまして千二百円引き下げの計

画を立てた次第であります。

○阿部竹松君 千二百円下げなければ

ならぬといふことで石炭業界が出発し

て、今日塗炭の苦しみをなめているわ

けです。池田総理もみずから、私が通

産大臣、佐藤君が大蔵大臣のときに、

今より二カ年前でありますたが、こう

あれかとこれが成功すると思つて

阿部委員の言うとおりで、これは大いに奮發しなければならぬと、こうおつしやつた。今はおやめになつたから、私はおやめになつた人を云々したくなつたが失敗いたしました、こう言つて総理みずから言ひしている。おそらく石炭局長もお聞きになつてゐると思

いますが、佐藤さんがおいでになれば

いいと思うのですが、なかなかお見えにならぬようですか……。この千二

安監督局長さんだつた。今の保安局長

は私は今初めてお会いしたのですから

わかりませんが、小岩井さんといふ人

は全然政治性がないから、池田さんが

負つてやつておられるでしようけれど

も、どうも保安局長といふのは歴代あ

まり政治性を持つてるのは局長には

ならぬようだ。したがつて、大川政務

次官はどうらのほうを担当しておられ

るが、二人おられるからわかりません

んだ。身分保障という大ふろしきを広げ

られたけれども、僕の言つたことだけ

でもやつてくれればけつこうですとか

ら、それはこの国会だけうまく答弁し

れます。にもかかわらず、千二百円を

いうことに答申が参りまして、それ

に基づきまして千二百円引き下げの計

画を立てた次第であります。

○阿部竹松君 千二百円下げなければ

ならぬといふことで石炭業界が出発し

て、今日塗炭の苦しみをなめているわ

けです。池田総理もみずから、私が通

産大臣、佐藤君が大蔵大臣のときに、

今より二カ年前でありますたが、こう

あれかとこれが成功すると思つて

阿部委員の言うとおりで、これは大いに奮發しなければならぬと、こうおつしやつた。今はおやめになつたから、私はおやめになつた人を云々したくなつたが失敗いたしました、こう言つて総理みずから言ひしている。おそらく石炭局長もお聞きになつてゐると思

いますが、佐藤さんがおいでになれば

いいと思うのですが、なかなかお見えにならぬようですか……。この千二

安監督局長さんだつた。今の保安局長

は私は今初めてお会いしたのですから

わかりませんが、小岩井さんといふ人

は全然政治性がないから、池田さんが

負つてやつておられるでしようけれど

も、どうも保安局長といふのは歴代あ

まり政治性を持つてるのは局長には

ならぬようだ。したがつて、大川政務

次官はどうらのほうを担当しておられ

るが、二人おられるからわかりません

んだ。身分保障という大ふろしきを広げ

られたけれども、僕の言つたことだけ

でもやつてくれればけつこうですとか

ら、それはこの国会だけうまく答弁し

れます。にもかかわらず、千二百円を

いうことに答申が参りまして、それ

に基づきまして千二百円引き下げの計

画を立てた次第であります。

○阿部竹松君 千二百円下げなければ

ならぬといふことで石炭業界が出発し

て、今日塗炭の苦しみをなめているわ

けです。池田総理もみずから、私が通

産大臣、佐藤君が大蔵大臣のときに、

今より二カ年前でありますたが、こう

あれかとこれが成功すると思つて

阿部委員の言うとおりで、これは大いに奮發しなければならぬと、こうおつしやつた。今はおやめになつたから、私はおやめになつた人を云々したくなつたが失敗いたしました、こう言つて総理みずから言ひしている。おそらく石炭局長もお聞きになつてゐると思

いますが、佐藤さんがおいでになれば

いいと思うのですが、なかなかお見えにならぬようですか……。この千二

安監督局長さんだつた。今の保安局長

は私は今初めてお会いしたのですから

わかりませんが、小岩井さんといふ人

は全然政治性がないから、池田さんが

負つてやつておられるでしようけれど

も、どうも保安局長といふのは歴代あ

まり政治性を持つてるのは局長には

ならぬようだ。したがつて、大川政務

次官はどうらのほうを担当しておられ

るが、二人おられるからわかりません

んだ。身分保障という大ふろしきを広げ

られたけれども、僕の言つたことだけ

でもやつてくれればけつこうですとか

ら、それはこの国会だけうまく答弁し

れます。にもかかわらず、千二百円を

いうことに答申が参りまして、それ

に基づきまして千二百円引き下げの計

画を立てた次第であります。

○阿部竹松君 千二百円下げなければ

ならぬといふことで石炭業界が出発し

て、今日塗炭の苦しみをなめているわ

けです。池田総理もみずから、私が通

産大臣、佐藤君が大蔵大臣のときに、

今より二カ年前でありますたが、こう

あれかとこれが成功すると思つて

阿部委員の言うとおりで、これは大いに奮發しなければならぬと、こうおつしやつた。今はおやめになつたから、私はおやめになつた人を云々したくなつたが失敗いたしました、こう言つて総理みずから言ひしている。おそらく石炭局長もお聞きになつてゐると思

いますが、佐藤さんがおいでになれば

いいと思うのですが、なかなかお見えにならぬようですか……。この千二

安監督局長さんだつた。今の保安局長

は私は今初めてお会いしたのですから

わかりませんが、小岩井さんといふ人

は全然政治性がないから、池田さんが

負つてやつておられるでしようけれど

も、どうも保安局長といふのは歴代あ

まり政治性を持つてるのは局長には

ならぬようだ。したがつて、大川政務

次官はどうらのほうを担当しておられ

るが、二人おられるからわかりません

んだ。身分保障という大ふろしきを広げ

られたけれども、僕の言つたことだけ

でもやつてくれればけつこうですとか

ら、それはこの国会だけうまく答弁し

れます。にもかかわらず、千二百円を

いうことに答申が参りまして、それ

に基づきまして千二百円引き下げの計

画を立てた次第であります。

○阿部竹松君 千二百円下げなければ

ならぬといふことで石炭業界が出発し

て、今日塗炭の苦しみをなめているわ

けです。池田総理もみずから、私が通

産大臣、佐藤君が大蔵大臣のときに、

今より二カ年前でありますたが、こう

あれかとこれが成功すると思つて

阿部委員の言うとおりで、これは大いに奮發しなければならぬと、こうおつしやつた。今はおやめになつたから、私はおやめになつた人を云々したくなつたが失敗いたしました、こう言つて総理みずから言ひしている。おそらく石炭局長もお聞きになつてゐると思

いますが、佐藤さんがおいでになれば

いいと思うのですが、なかなかお見えにならぬようですか……。この千二

安監督局長さんだつた。今の保安局長

は私は今初めてお会いしたのですから

わかりませんが、小岩井さんといふ人

は全然政治性がないから、池田さんが

負つてやつておられるでしようけれど

も、どうも保安局長といふのは歴代あ

まり政治性を持つてるのは局長には

ならぬようだ。したがつて、大川政務

次官はどうらのほうを担当しておられ

るが、二人おられるからわかりません

んだ。身分保障という大ふろしきを広げ

られたけれども、僕の言つたことだけ

でもやつてくれればけつこうですとか

ら、それはこの国会だけうまく答弁し

れます。にもかかわらず、千二百円を

いうことに答申が参りまして、それ

に基づきまして千二百円引き下げの計

画を立てた次第であります。

○阿部竹松君 千二百円下げなければ

ならぬといふことで石炭業界が出発し

て、今日塗炭の苦しみをなめているわ

けです。池田総理もみずから、私が通

産大臣、佐藤君が大蔵大臣のときに、

今より二カ年前でありますたが、こう

あれかとこれが成功すると思つて

阿部委員の言うとおりで、これは大いに奮發しなければならぬと、こうおつしやつた。今はおやめになつたから、私はおやめになつた人を云々したくなつたが失敗いたしました、こう言つて総理みずから言ひしている。おそらく石炭局長もお聞きになつてゐると思

いますが、佐藤さんがおいでになれば

いいと思うのですが、なかなかお見えにならぬようですか……。この千二

安監督局長さんだつた。今の保安局長

は私は今初めてお会いしたのですから

わかりませんが、小岩井さんといふ人

は全然政治性がないから、池田さんが

負つてやつておられるでしようけれど

も、どうも保安局長といふのは歴代あ

まり政治性を持つてるのは局長には

ならぬようだ。したがつて、大川政務

次官はどうらのほうを担当しておられ

るが、二人おられるからわかりません

んだ。身分保障という大ふろしきを広げ

られたけれども、僕の言つたことだけ

でもやつてくれればけつこうですとか

ら、それはこの国会だけうまく答弁し

れます。にもかかわらず、千二百円を

いうことに答申が参りまして、それ

に基づきまして千二百円引き下げの計

画を立てた次第であります。

○阿部竹松君 千二百円下げなければ

ならぬといふことで石炭業界が出発し

て、今日塗炭の苦しみをなめているわ

けです。池田総理もみずから、私が通

産大臣、佐藤君が大蔵大臣のときに、

今より二カ年前でありますたが、こう

あれかとこれが成功すると思つて

阿部委員の言うとおりで、これは大いに奮發しなければならぬと、こうおつしやつた。今はおやめになつたから、私はおやめになつた人を云々したくなつたが失敗いたしました、こう言つて総理みずから言ひしている。おそらく石炭局長もお聞きになつてゐると思

いますが、佐藤さんがおいでになれば

いいと思うのですが、なかなかお見えにならぬようですか……。この千二

安監督局長さんだつた。今の保安局長

は私は今初めてお会いしたのですから

わかりませんが、小岩井さんといふ人

は全然政治性がないから、池田さんが

負つてやつておられるでしようけれど

も、どうも保安局長といふのは歴代あ

まり政治性を持つてるのは局長には

ならぬようだ。したがつて、大川政務

次官はどうらのほうを担当しておられ

るが、二人おられるからわかりません

んだ。身分保障という大ふろしきを広げ

られたけれども、僕の言つたことだけ

でもやつてくれればけつこうですとか

ら、それはこの国会だけうまく答弁し

れます。にもかかわらず、千二百円を

いうことに答申が参りまして、それ

に基づきまして千二百円引き下げの計

画を立てた次第であります。

○阿部竹松君 千二百円下げなければ

ならぬといふことで石炭業界が出発し

て、今日塗炭の苦しみをなめているわ

う約束をしておるから、とにかく經營者としては最善の努力を払つてみた。かように申しておるのであります。そういう意味で、このきめました計画は「そら、まだ期間もある」とですか、これが実現に最善の努力を払つてみる、こういうので、千二百円下げを機会あることに発表もし、そういう説明もしておるところでございます。

○阿部竹松君 今通産大臣のおつしゃつた運賃の延べ払いですね。あとで何年後に払うことになるかわかりませんけれども、私も新聞紙上で見ましたが、かつて昔、日本の復興は石炭が必要であるということ、石炭を掘らなければならぬという大原則で、炭鉱労働者諸君が朝鮮あるいは中共から来ておつたのですから、終戦と同時に全部帰つてしまつた。家がない、政府から居住資金といつて膨大に金を貸したわけです。炭鉱經營者がそれを借りてどんどん家を建てた。これは払わぬでいいだろう。あるいは二十カ年か三十カ年の年賦返済だらうということで家を建てた。そして労務者諸君をたくさん入れた。そしたら三年もたたぬうちに全部払ふといふことになつて、炭鉱は大恐慌を乗たしたことがある。通産大臣御承知だと思いますが、今簡単に述べ払いと運賃を取り扱つて、それで千二百円云々と言わたが、そのときの一の舞いが起きぬということは断定はできませんが、それでは完全な政策の一つにならぬと思うのです。

それからもう一つ、今のお話の中にございました千二百円というのは堅持するのだと、しかし、幾つかの方法で、政府はプラス・アルファの方法で

政策をもつて堅持するのだ。こういうことですが、今申し上げましたとおり、鉄道運賃を初め、あつゆるもののが上がつておるか千六百五十円になつておるかがつておる。したがつて、上がつたものについて、千二百円が千六百円になつておるか千六百五十円になつておるかわかりませんが、その差額だけは政府はこの保護政策の一環として行なつていくといふからに理解してよろしいですか。

られる非常に大きい部分を占めると考えられるのが運賃でありますので、ますその運賃を取り上げておるというのが実情であります。

私はこの石炭産業について、たゞいま阿部さんが御指摘になりますするように、戦後この石炭についての非常な奨励といいますか、助成方法をとつてきました。そこで最近は重油がもつと安く、そして便利な方法でこれが使えます。だから固体燃料から液体燃料に推移する、こういう態勢は一面見のがすことはできないと思う。いわゆる消費者の自由選択というものはあると思います。だからそういう意味で、大きくその点を取り上げると、石炭産業は斜陽産業だ、こういうことになるようですが、ございますが、この点にブレークをかけ、いわゆる安定産業たらしめることが政治のあり方だらう。かように私ども考えておりますので、石炭産業自身も、あるがままの姿ではなく、やはり一そなうの工夫をしていただいて、そして安定的産業たらしめる。その意味での需給の安定をはかつていく、こういう処置をとりたい。そのためには、労使双方が協力して安定産業たらしめることに御協力を願いたいし、政府もその労使の意気込みに対して、当然すべき処置はなすべきではないか、これが基幹産業である石炭を安定産業たらしめるゆえんだ。こういうことを実は申しておりますのであります。これは私が申すまでもなく、阿部さん御自身のほうが専門家であられるから、この趣旨は誤解はないだらうと思いますが、私のいわゆる安定産業という点から申すならば、これを職場にしておる労務者の、現在も、また将来についても、

不安を持たないで、安堵してそこで輸けるということだと思います。その意味においては新しい賃金体系が望ましいんだ。また経営者のほうから申しますならば、いわゆる資本に対する適当な報酬がなきやならない。そういう意味でいわゆる千二百円下げ、五千五百万トンという場合に、どの程度の配当なり利子といふものを考えておるか。こういうふうに、もしも通常の産業に対しても扱われる考慮がないとしたら、いわゆる安定産業とはなり得ないんだと思ひます。でございますから、ただいま取り上げております基本的な方針は、まだ出炭も五千五百万トンには達しておらない。その実情のもとににおいては、現在より以上の出炭をする、五千五百万トンを目標とする。同時にまた、これは完全に重油と競争しようとは申しませんが、まず可能だと考へられる千二百円下げ、これに全部が協力していただきたい。今後は私どもは、さらに金額を示しての合理化要求はいたしません。かように申してはおりますが、同時に経営者も労働者もさらに工夫をしていただき、生産性を向上していただき、労働者の賃金も上げることができるようにし、また株主に対してとも配当ができるようにする。ささらにまた進んでは、消費者に対して安い石炭を供給し得るような、そういう本来の企業努力そのものはもちろんやつていただきたいと思いますけれども、いわゆる政府が合理化目標として幾ら下げるんだ、こういう指示をしなくて済むようにしたい。その意味の基礎的なものとしての五千五百万トンであり、千二百円下げ、こういうように私自身も理解し、また関係の方

にも御理解をいたなくようにお願いいたします。したがいまして、これがどうしてもできなければ、政府は積極的に五五百トンあるいは六千万トン、ここのうような安定供給という点に特に力を入れるとか、あるいはドルで支払なくって円で支払いのできるもんだから、少々値段は高くともこのほうがないんじないか、こういう議論には、そのまますぐ賛成といふところまでいっておらないというのが現状でございます。



はり仕分けをせざるを得ない。その上  
カロリーで違う、あるいはまた山元の  
選炭あるいは水洗、そういうような都  
合によりまして、それぞれ特殊な事情  
に置かれている。こういうことでござ  
いますから、これはなかなか簡単には  
いかない。現在もなおそういう状態に  
あるものと思つてゐる次第でございま  
す。

運搬の問題だけじゃございません。

○國務大臣(佐藤禪作君) 先ほど申しますように、これは言わるとおり申つても通る、そこで、先ほど申しますように、山元が直接売りを始めることがあります。これは、配炭公団の機構がないかと言われるから、ただいまのところ、そこまで進んでいない。こうしたうようなことでなしに、山の数も今さんあるのだから、配炭公団の機構がないかと言います。これは、直接売るところ、そこまで進んでいない。こうお答えをしたわけなんで、私は今し上げるような取引の実態から見ますて、それが簡素化されれば非常にこうだと思います。しかし、おそらく実際の扱い方から見れば、あるいは力会社へ納める、あるいは鉄道へ納むる、こういう大口のものでありますと、山が直接やるか、あるいは山元の代行機関がやるか、これは常に少ない段階において処理される、かようになります。ただ問題は、いわゆる家庭用炭になって参りますと、たとえば自分のところは山口の煙炭を使いつけておる、あるいは天の炭を使いつけておる、あるいは常磐の炭を使いつけておる、こういふようなことで、それぞれの得意があつてございますが、そういう意味の場合だと、いわゆる石炭の小売業者しかも揚げ地あるいは着駅における役施設等も、そういうところだと十高いものになる、かように思いますが、と思つておらない。今とにかく肩で炭の揚げおろしをやつておるよろなところでは、これは非常に高い石炭にないと思うのです。こういうものが数量にしからばどのくらいになるのか、

○阿部竹松君 私は、配炭公団ということを主張しておるのじゃないわけであります。なかなか池田さんを中心とする佐藤さん、河野さんを相手として、配炭公団を設けるといったて、それはうんと言わぬでしょう。ただししかしながら、一部分まではやはり生産者から消費者へ直接いくような方法を講じていく。石炭をたくさんの人安く使ってもらうようにいくべきではないか。したがつて、石炭も大いに消費者があたるといふことを考えて今申し上げたわけです。が、一例をあげてみますと、飯塚といふところがある、飯塚市ですね。大臣もこの間視察に行つたようですが、飯塚市の小学校、あの辺に住友なり三菱なり、あるいは日鉄鉱業の山があるのですが、その山から直接小学校の石炭を買うというわけにいかぬわけです。役所や学校は豆炭などをたいているわけですが、北海道は全部石炭で子からいい例ですが、あらゆる炭鉱の市町村、付近の小学校は、直接その石炭生産者から買ふことができない。必ず販売権を持つた、ルートを使ってでなければ買われませんので、そこで二百円なり二百五十円なり上がる、こういうことになつておるので、これを政策的に何とかならぬでしょうかといふ話をしているわけです。

○阿部竹松君 その次にお尋ねしたいのは、これも大臣みずから現地を御観察になられた

から、あまりくどく申し上げませんね。これで、九州へ行くと、山田市ですね。これは人口五万、今三万人こえて、炭鉱がなくなつて、鉱産税から、固定資産税から、小さくは市民税までとることができます。こういうことで九州の筑豊一帯、これは一例ですが、田川市にしても、御存じの大正鉱業のある中間市にしても、大問題が起きているわけですが、この処置についてどうお答えになりますか。これは安井さんとのところの管轄かもしれません、直接あなたのはうも石炭産業を管轄しておられますので、お尋ねいたします。

す。だから、山の石炭の消費需要といふ問題につきましては、もう少し理解のある処置をとることが絶対必要だと思います。それもこまかに準備を必要とするものではない、かように思いました。

次の問題の山田市の問題、先ほども山田あるいは赤間の方々がお見えになつてましたと思いますが、今これがやかましく産炭地振興という問題として取り上げようとしたとしておるわけあります。私は産炭地振興というものを最初に聞きました際に、炭の出ることの振興は、石炭を掘ること以外にはいじらないか、こういう話を実はしたところでございますが、最近になっていろいろ工夫してみると、山があるいは老令に達して、もうそこは掘らなくなつた、今回の飯塚の忠原鉱などはその例だと思います。その出炭が昔のようないないということ、そこに山自身の変遷があると思います。だから、山自身が変遷すれば、山で生活していくその町自身が、炭が出なくなるばかりでなく、消費市としても打ちもなくなるわけです。いわゆる全体的な疲弊になるわけでござります。そこでいわゆる離職者対策ができまして、その町ぐるみ何とか考えていかなければならぬ、これがいわゆる産炭地振興の問題だと思います。

かように考えますので、直接の離職者に対する対策は比較的に早くから呼ばれ、処置がとられておりますが、この柱の産業が倒れた結果、その町の歳入も減れば、これを相手にしていろいろ商業も起つて、その商業もばつたりだ、こういうものに対してもの処

大臣が最近現地を回つて帰られたばかりであります。明日の團議ではおそらくその報告が聞けると思いますが、今まで話を聞いたところでは、財政的な処置の問題としては、いわゆる特別交付金が二日時分に出る、そういうもので見たい。こういう言い方を在来からされておりますが、今まで通産省も研究し、また国会においても論議が出ておりますように、産炭地事業団を形成して、積極的に産業の育成をするといふような処置をすることが望ましいのじゃないかと思いますので、これはいわゆる山田市自身、そう小さく考えることはないので、今の交通整備の状況からいけば、筑豊一帯としてのひとつ産炭地振興ということを考えれば、適当に労務の移動も行なわれ、あるいは通勤もでき、住宅地としてはそのまま残る、いろいろ町自身として存続の意義があるような方法があるのでないか、かようには思つて、この産炭地振興の事業団、今の産炭地振興法自身を足場にして、そういう方向でさらに政策を進めていきたい、かようにも考えておる次第でござります。

して、どういう結論が出るか、これはわかりませんけれども、しかし、もう火急の問題ですから、これがいつ調査、結論が出てくるかわかりませんので、一例をあげて申しますと、田川とういうところへ大臣はお出かけになつたときお寄りになつたかどうかわかりませんが、三井が田川の鉱区を持つているわけです。こちらには住友が鉱区を持っているわけです。石炭産業将来危ないということで、どちらも手をつけねわけです。そこで政府が五億か十億の金を出して、三井にも住友にも出資させて、そこで鉱区を両方に供出させ、石炭を出炭させるというような方法、これをとると、三井、住友といえども乗り出してくれると思う。私も石炭がなくなつたところへ、産炭地振興法だといって五十万トンか百万トン残つてゐる鉱区を無理々々掘れということを言つてゐるわけじやありませんし、自然につぶれていく山もたくさんあると思いますが、新しい方法で安くできる幾つかの現地があるわけです、幾つかの現地ですね。ですから、そういうことについて具体的に通産当局としては考えていただけぬものかどうかということをお尋ねしているわけです。

すといろいろな問題があるやに伺います。何いりますが、これはやはり積極的に関係業者を指導していくことが必要だと考えます。これはやはり産炭地は炭を使つことが第一でござりますからして、そういうことを考へる。それから、少し話をそらすわけですがございませんが、最近は、いわゆる産炭地振興といふことにもなるわけでもあります。企業団地を作るという計画がござります。これなどもそういう意味で産炭地振興の一助に使えるのぢやないか。ことに筑豊の直方なら直方でいうところ、八幡をそばに控え、今まで炭鉱向けの機械製作をやつてゐるといふような経験もあるのでござりますから、そういうものが、山が不振になつて、そいたしますと、直方の機械製作所あるいは機械工業自身も困るのでござりますから、それを新たなる事業の方に向へ指導する、こういうようなことをやはり考えてしかるべきやからうかと思ふのであります。私はこの前参りまして、非常に意外に思いましたのは、昔にはほとんど利用されないといふように考へられた福岡の近くの香椎海岸の松林がどんどんできつた。昔の今工場がどんどんできつた。これなどを見まして、今筑豊といふものが、もう少し目を大きく開くならば、あるいは香椎や古賀の発展を今日見ている、その姿から見ると、やはり産炭地振興は可能なんじやないか。そういう、実は少しうねぼれかもわかりませんが、そういう感じすら実は持つたのであります。ことに筑豊の話になりますれば、あそこに

は直方自身が機械工業についての一つの素地を持つている。あるいは幸袋工作所等を有する方が々の氣持なり考え方によりまして、身が幸袋工作所等を持つておられ、相応のものを作っている。そういうことを考へますと、私は今後のあの付近の方々の気持なり考え方によりましては、筑豊としては場所的になかなかないところじやないか、こうまで実は用業用水の確保などが非常に不便でござりますから、そういうものが確保され、それから土地が確保されば、比較的地の利を得ておる場所ですから、同時にまた新しい産業も興り得る、というように考えてしがるべきじやかに、かように思うような次第でござります。

○阿部竹松君 もう少し中身をお示し願えませんか。

○政府委員(今井博君) ただいまの三十六億五千万の中身でございますが、工業の用地造成それから用水の開発、この関係で十億七千万、それから産炭地振興の事業につきまして貸付金といふものを考えました。これを十三億五千万要求しております。そのほかに揚げ地の火力発電所の建設につきましては、まだ根本方針はきまつておりますが、とりあえず土地の手当は必要である、こう考えて、その土地の手当の関係で約十億、その他こまかいものが約二億三千万ほどございますが、これは主として調査費でございます。それを合わせまして三十六億五千万、こういう要求をいたしております。

○阿部竹松君 通産大臣は前大蔵大臣ですから、昨年のようになりますのと、いう歩どまりはなかろうと思いますが、全く信用しているわけですが、そこで合理化事業団で買い上げた土地が膨大にありますね。あれは、全然処分せぬのですか、それとも何らかに使用しているのですか、それとも将来あれを利用して産炭地振興の一助にすると、こういうことになるわけですか。

○政府委員(今井博君) 土地の処分については、まだ方針がきまっておりません。現在やつておりますものはボタ山の調査を一三千万の調査費の中でボタ山の総合調査をやつております。土地につきましては、この産炭地域振興法の法律の中に、合理化事業団の財産について活用せよと、活用するような規定が入っております。産炭地振興について、それが非常に有意義に効果的に利用されるという場合には、も

して、どういう結論が出るか、これはわ

ようでありますので、それとなりま  
す。お、うなぎ頭がおもむく同じ、ま

は直方自身が機械工業についての一つの素地を持つてゐる。あるいは幸義的

○阿部竹松君 もう少し中身をお示し

昭和三十六年十月三十日【參議院】

は直方自身が機械工業についての一つの素地を持っている。あるいは幸袋工作所等を有する方が々の氣持なり考え方によりまして、身が幸袋工作所等を持つておれば、相手のものを作っている。そういうことを考へますと、私は今後のあの付近の方々の気持なり考え方によりまして、は、筑豊としては場所的になかなかないところじゃないか、こうまで実は用業用水の確保などが非常に不便でござりますから、そういうものが確保され、それから土地が確保されば、比較的地の利を得ておる場所ですから、同時にまた新しい産業も興り得る、というように考えてしがるべきじやかに、かのように思うような次第でござります。

○阿部竹松君 もう少し中身をお示し願えませんか。

○政府委員(今井博君) ただいまの三十六億五千万の中身でございますが、工業の用地造成それから用水の開発、この関係で十億七千万、それから産炭地振興の事業につきまして貸付金といふものを考えました。これを十三億五千万要求しております。そのほかに揚げ地の火力発電所の建設につきましては、まだ根本方針はきまつておりますが、とりあえず土地の手当は必要である、こう考えて、その土地の手当の関係で約十億、その他こまかいものが約二億三千万ほどございますが、これは主として調査費でございます。それを合わせまして三十六億五千万、こういう要求をいたしております。

○阿部竹松君 通産大臣は前大蔵大臣ですから、昨年のようになりますのと、いう歩どまりはなかろうと思いますが、全く信用しているわけですが、そこで合理化事業団で買い上げた土地が膨大にありますね。あれは、全然処分せぬのですか、それとも何らかに使用しているのですか、それとも将来あれを利用して産炭地振興の一助にすると、こういうことになるわけですか。

○政府委員(今井博君) 土地の処分については、まだ方針がきまっておりません。現在やつておりますものはボタ山の調査を一三千万の調査費の中でボタ山の総合調査をやつております。土地につきましては、この産炭地域振興法の法律の中に、合理化事業団の財産について活用せよと、活用するような規定が入っております。産炭地振興について、それが非常に有意義に効果的に利用されるという場合には、も



ら、国会も、あるいは国民も信頼をいたす以外にない。多少疑問があるようなお話をされたから追及をしたまでです。

先ほど、阿部委員からも質問がございましたけれども、事態は、調査をして、そうして来年あるいは来年以降に実施をすればいいという事態ではございません。労働者にいたしましても、なお現在の地位に不安がある。首先り、賃下げが行なわれるのではないか。そこで基本的な政策の転換を要求しているわけですが、この基本的政策の転換の問題は、あとでお尋ねいたしましたが、産炭地域の実情が、一日も放置できない段階です。

そうすると、産炭地振興事業団の成立を約束をし、そうして三千万円で調査をするのだけれども、補正予算を組んでやるべきものはやつてもらいた

い、こういう要望が出ているくらいでありますから、その産炭地振興の具体的案も、もうそろそろお手元にあると思

いは事業団の構想についても、おそらく大綱は出ていると思いますが、それ

○国務大臣（佐藤栄作君）　ただいま審  
査の具体的な点を、大綱、構想だけで  
もお示し願いたい。

議会を開き、その審議会の答申を待つ  
てはいるというのが実情でございます  
が、最近は非常に急いで審議会でも議

を練つておるようであります。十一月中におそらく結論が出るのではないかと、かように考えております。それで大体、方向がはつきりして参ると思ひます。

○吉田法晴君 今までの答弁が、そういう審議会の結論を待つてといふよう

な答弁ではなかつた。少なくとも代表者が会つたときの話は、それから事業団を設立するという方針を通産省で出されたとき、おそらく構想——さつき十五億とか十億といふような数字も出たわけであります。が、事業団の基本的な構想についてお示し願いたい。

○國務大臣(佐藤兼作君) 予算を要求して、基本的構想がなくては申しわけないようですが、ただいま審議会の結論をまず見る。その一つとして、一応、先ほど申し上げましたように、予算要求の線が、大体構想の内容をなすものでございまして、あるいは土地造成、あるいは工業誘致の条件の整備ということ、あるいは同時に、財界への融資、いろいろなことを実は考へておるわけであります。

○委員長(山本米治君) ちょっと速記をとめて。

「速記中止」

○委員長(山本米治君) 速記をつけて下さる。

な答弁ではなかつた。少なくとも代表  
が会つたときの話は、それから事業団  
を設立するという方針を通産省で出さ  
れたとき、おそらく構想——さつき十五  
五億とか十億というような数字も出た  
わけありますが、事業団の基本的な  
構想についてお示し願いたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 予算を要求  
して、基本的構想がなくては申しわけ  
ないようですが、ただいま審議会の結  
論をまず見る。その一つとして、一  
応、先ほど來申し上げましたように、  
予算要求の線が、大体構想の内容をな  
すものでございまして、あるいは土地  
造成、あるいは工業誘致の条件の整備  
ということ、あるいは同時に、財界へ  
の融資、いろいろなことを実は考  
えているわけであります。

○委員長(山本米治君) ちょっとと速記  
をとめて。

○ 義興長(山本米治君) 速記をつけて  
下さる。

○吉田法晴君 これは通産省にも関係があるのですが、産炭地振興の具体案が、要望としては各地から出て来る。

あるいは各市町村から出て参る。それで、これは政府が調査をして具体案を立てるだけではなくて、地元からも、

自治体としても具体案を考えてもらいたい、こういうことで徵されておるわ  
たですが、それを具体的に進捗して、

たためには、その金が——土地がどうだ。あるいは水はどうなる、土地だとか水だとかいふもの整備、あるいは道路、あるいは交通、あるいは電話、通信、こういう問題も、産炭地域振興に

ついて絶対的な条件になります。その国の関連する部分は、国で整備してく

れるだらうと思います。案を作られるだらうと思ひます。案を考えて、全額金を借りられればいいけれども、やはり土地を作るについては、やはりさきお話をございましたが、整備事業が持つてゐる土地、炭鉱がやまつた土地がたくさんある。それを住宅とするとか工場にするか、工場とするならば、どういう工場がいいだらうか。それには水がどうなる、交通がどうなる云々といふ条件が出てくる。そのときに案を立てて、まあやううときには、実はきのう自治大臣が真岡という——これは二、三年前に廃山になつて——行つて内職をやつておるあれを見られた。ところが、その内職をやつていることについては、何の国の援助ももらつてゐわけでもない。わずかに黒い羽根の中から、指導員といふのですか、世話を人を出してやつてるのですが、それを内職工場と言ひますか、そういうものをやりたい。こういうような話が出た。

れるだらうと思います。案を作られるだらうと思ひます。案を考えて、全額金を借りられればいいけれども、やはりさつきお話をございましたが、整備事業が持つてゐる土地、炭鉱がやまつた土地がたくさんある。それを住宅とするか工場にするか、工場とするならば、どういう工場がいいだらうか。それには水がどうなる、交通がどうなる云々といふ条件が出てくる。そのときには案を立てて、まあやううとういうときに、実はきのう自治大臣が真岡という——これは二、三年前に廃山になつて——行つて内職をやつておるあれを見られなところが、その内職をやつていることについては、何の国の援助ももらつてゐるわけでもない。わずかに黒い羽根の中から、指導員といふのですか世話を人を出してやつてるのですが、それを内職工場と言ひますか、そういうものを作りたい。こういうような話が出た。

そうすると、そういうふうに内職工場をやるのに、平衡交付金なり起債のワクがあるかというと、それはあります

せん。これは、そういう問題点をあれ  
するだけでなく、その解決の方法、  
ある、は独資の方法、ある、は國ぶ地

あるいは開拓の大功、あるいは自分が地方自治体を通して援助をする具体的な案というものが立ち、それが具体的に

角が立つた。いと実際は直虎・北畠・新門といふものは推進しない。おそらくその点は、石炭局長その他通産省としてお考えになつてると思うのですけれども、それがまあ、審議会で云々と言われても現に問題になつて、それを

できれば、あの廢山になつた、あるいは産炭地域振興の慘たんたる状態から

いうならば、すぐにもやつてもらわなければならぬところを、國なり自治体が、十分やつてないものだから、黒い羽根なり個人的な同情を受けて、そういうことをやつてある。こういう実態、ですから、それらの問題点は、さつき具体的構想をお尋ねしたけれども、お示しにならなかつたが、これらの金融、あるいは条件を整えるについて、どれだけの決意と用意がおありになるのか。

いうならば、すぐにもやつてもらわなければならぬところを、國なり自治体が、十分やつてないものだから、黒い羽根なり個人的な同情を受けて、そういうことをやつてる。こういう実態、ですから、それらの問題点は、さつき具体的構想をお尋ねしたけれども、お示しにならなかつたが、これらの金融、あるいは条件を整えるについて、どれだけの決意と用意がおありになるのか。

○政府委員(今井博君) 産炭地域の振興審議会は、現在鋭意結論をとりまとめておございますが、予算その他の關係もございましたので、一応、八月の末までに基本的な問題なり、緊急問題については、中間的にひとつ報告していただきたいということを率直に申して、非常に大ざっぱなものですが、各地方の部会長に集まつていただいた、中間的な報告を開きました次第でござります。

域振興については、これを実施するに際し、この中核になるような実施機関をぜひ作ってほしい。そういう希望が

非常に共通の希望でございました。  
それから、いま一つの問題は、先ほ  
う大臣申上仰まつて内地の造成につ

と力印申し」にすした土地の造成について、特に中小企業の団地造成について実施機関をしてやらせるほうがいい

んじゃないか、こういう意見が非常に強かつた。

それから今吉田先生がおっしゃいました貸付金の希望がまたこれは各部会とも共通した要望でございまして、これは具体的に、どういう場合にどうす

るというふうな、こまかいところの計画は出ておりませんが、産炭地域振興

をやる場合に、普通の金融では非常に困難があります。何かもう少し有利な低い金利で貸付金というものを頼りたい。こういう実は要望が強かつたのであります。

ただ、これを実際にどういう実施計画があるかという点につきましては、これも十一月の末にならないと実際まとまりませんので、一応われわれは、この中間報告に基づきまして、予算の要求をいたした次第でございまして、先ほど阿部先生に、私がお答えいたしましたように、産炭地域振興事業団の事業の内容といたしまして土地の造成の問題と貸付金の問題、この問題を、それぞれ具体案を一応、われわれの方で作りまして、予算要求をいたした、こういう次第であります。

○吉田法晴君 水の問題なり交通、運輸あるいは通信等の問題にあげられましたんでしたが、これは筑豊なんかの例をとつてみても、水がすぐ問題になつて、水がないから化学工場はだめじゃないかという話になる。

そこで水の点もこれは水資源法ですか、そのときに、私も申し上げましたが、筑後川の水を取るということは、すぐにはいかないにしても小型ダムを作つてもらいたいという要望が各地から出ておるのですから、これは公共事業なり、あるいは市町村がやっていく場合に、起債の対象にもなるでしょうし、すみやかに解決の方向にいくよろにお願いしたいのですが、これは実施機関事業団それ自身が融資をするの他の他で新しい産業が興らないで今日ま

できてるのですから、土地の造成にかかる賃付金の点についても、低利であるだけではなくて、これはやはり国なりあるいは地方自治体の援助というものが裏づけになって行なわれる、私はこの地方公営企業の形も一つの形だと思うのですが、少なくとも國から援助というものが、地方自治体を通じて援助せられるということにならなければ、実際には、実りがなかなか困難だと思いますので、その点については、十分ひとつ考慮を願いたいと思うのですが、いかがでしょ。

○政府委員(今井博君) 産炭地域振興につきましては、御指摘のように、單なる土地の造成なり、そういう問題だけでは解決しない。すなわち道路を根本的によくするとか、あるいは電話がつましましては、御指摘のように、单なる機関もございませんし、開発銀行の地方の資金を活用する、あるいは中小公庫、あるいは国民金融公庫、そういった機関もございます。したがって電気についても、いろいろ今まで金融機関もございませんし、開発銀行の地方の協力によって、総合的に推進していく、そういうことを考えております。

○吉田法晴君 自治体の協力を得るといふ体制が、ぜひとも必要だと思いますが、したがって産炭地域振興においては、いろいろな形態といふものであります。それは、産炭地の発電所を取り上げられたのではありませんが、ところが、実際に話が進んでみると、懇談会のA案、B案ではあります。したがって産炭地の発電と、いろいろな機関もございませんので、やはりこれらの、総合的に各方面的協力を計画を定めて、これを推進する場合に思っています。したがって産炭地振興審議会におきましては、それぞれの実施は、そういった一つの体制で産炭地域振興といふものをやる、こういうふうに考えております。

○吉田法晴君 私は、揚げ地発電が、産炭地の振興に低品位炭を産炭地以外に持つていくことでは、産炭地に滞留しておる失業者等に対する対策にならぬじやないか、こういう強い批判と意見とが今出でておつたわけです。まあ、それにしても、広範囲に言えども、福岡県なり何なりからいえば、産炭地の周辺にありますから、若干の、こういう問題等についても御意見があるかも知れませんが、地元での流体化が、産炭地振興について乗り出してきているところからいっても、あるいは産炭地振興の一つのやはりかぎどと思らんです。離職者あるいは自治体の興事業団を作れば、それでできるといふ問題ではなくて、やはり全体の国の、そういういろいろな道路なり河川なり通信なり、そういう計画の中へ、できるだけ産炭地域振興に必要な事業といふものを優先的に載せていただきたい、の説明と言いますか、あるいは興こしの説明と言いますか、あるいは興こしていきのに地場産業の育成という点も申しませんけれども、今後の企業の説明と言いますか、あるいは興こしていきのに地場産業の育成という点も申しませんけれども、今見るのがありますけれども、地元の発電、産炭地での発電という点は、少しこれは方向転換だ——まだ確定ではないようですが、福岡県なり何なりからいえば、揚げ地発電というのは、少しこれは方向転換だ——まだ確定ではないようですが、福岡県なり何なりからいえば、揚げ地発電では、やはり百円も有利だ。揚げ地発電では、やはり百円も有利だ。それはやはり地元発電のほうがある。それはやはり地元発電のほうがある。それを優劣がはっきりしている。今、大牟田でもあるいは大牟田でもいいというお話をしたが、大牟田でもいいといふ意味で考える。あるいは大牟田でもいいといふ意味で考える。あるいは大牟田でもいいといふ意味で考える。あるいは大牟田でもいいといふ意味で考える。

○吉田法晴君 私は、揚げ地発電が有利か、あるいは産炭地での地元発電が有利かといふことは、私どもがいまだに石炭産業をして心配のないようになります。ただいまの出炭量そのものから見ますと、一応需要の安定はできるんじゃないかと思いますが、しかしさらに石炭の安定供給というか需要が実現しにくいんじゃないか。通産大臣の決意のほどを……。

○國務大臣(佐藤榮作君) これはもうこれから、これは産炭地振興の一つのあります。これは、それだけに、せひひとつ、強力なことは、これは動かすことなどができない。あるいは、北海道ならば鉱石でも主張し、それから産炭地発電についても、これは、いろいろ今まで金融機関もございませんし、開発銀行の地方の協力によって、総合的に推進していく、そういうことを考えております。

○國務大臣(佐藤榮作君) 重ねてお答え申し上げます。

今、大村及び大牟田は、もつと産炭地である北松浦に作れ、こういうような御意見もあるうかと思いますが、私は、これは大村は産炭地だというふうな意味で考える。あるいは大牟田でもいいといふ意味で考える。あるいは大牟田でもいいといふ意味で考える。あるいは大牟田でもいいといふ意味で考える。





たが、いろいろ質問をしておる中で、あるいは自治体代表、あるいは炭鉱業者代表に対しても、今の石炭の危機をもたらしたについては、政府に責任があるから根本的に解決したい、抜本的に解決したい、そのため全力をあげたいと、いろいろふうな話。それが五千五百万トンベースと、それから千二百円コストダウンの線は、これかは動かない、あるいは動かない、という答弁があつて、先ほども、そういう意味の答弁があつたわけです。

実は、私はここが一番問題だ。こまかい議論をしておるあれはございませんが、それに、さらに石油等の自由化も加わって、石油が下がっていくにつれて、一千二百円でも足らぬのじゃないか、こういう不安もある。あるいは陳情に来ておる最中に、全国のそれをぞれの山で二人に一人の、とにかく首切りが行なわれておる。そこで、生活政策を確立してもらいたい。鉱業市町村関係あるいは県の関係から言いますならば、根本的な石炭政策の確立を願いたい。根本的な石炭政策、こういうふうなのが出て参りますのは、炭鉱についての、あるいは炭鉱に働いておる従業員についてのその生活の前途について心配のない石炭政策を確立してもらいたい。石炭政策と言わればよど、そこを求めておるのだが、私は今の要望だと思うし、それから政府も声明されておるところだと思ふのですが、そこで四千八百万トンから五千五百万トンにしたので、ある

いは五千五百万トンは拡大するかもしない。こういう政府の答弁がありまして、たが、見ていると、あるいはイギリスだとか、あるいはドイツのように、かつては七〇%、八〇%であったのが、現在ではエネルギーの中で五〇%を切り、三十何パーセントというようないふれは将来、さらに減るかもわからぬ。こういうことでは、これは炭鉱にしても、そして、あるいは従業員にしても、その将来には、やはり心配されるといふのは、これを心配するのは杞憂だといふわけに参らぬと思ふ。あなたは、政府としては千二百円以下の数字を示して、あれをするということはないと言われるけれども、しかし、あとは企業努力と言われる。その企業努力の中に、企業が、それじや整理をしていく、あるいは閉山をしていくということではないのならば、三二%は確保するし、あるいは三二%は、もつと外国のようにこれを上げていきたい。今の従業員と題として各国のよろに確立をするといふことは保証できない。だから問題は、政府が経済問題だけではなくて、政策問題として、あらゆる問題を解決していく、そのためには、あるいは試験をするもの、あるいは全然確保の望みがないものを問題にして、今の出炭あるいは今の従業員は、これを保障するのだから心配をしないで、日本の需要の拡大なり、あるいは生計を立っていくような援助というものは、政策としてはやつていくのだ。こういうことが言明されるならば、それは心配ないかもしらぬと思うのです。五千五百万トンベースは堅持するのだ、あるいは千二、三百円下げは、そのままいく。あるいはそれから先は企業努力と言わると、これは不安というものは解消できない

と思う。あるいは最低賃金の問題である  
いは失対の問題は労働大臣に伺います  
が、これは、通産大臣が代表しておら  
れると思うので、その基本的な点につ  
いて、政策的な転換と申しますか、抜  
本的な解決をするといふ總理の言明の  
方向をひとつ出してもらいたい。

ん變つてくる世の中に合わせて、経済性をどこまでも主張すれば、これほど炭と、それから重油との価格の競争ということになりますが、そこまでのこととは申しません。とにかくだいぶ可能性のものは千二百円下げでござりますといふことを申し、その意味の協力を願つておるわけであります。

しかし今四千八百万トン、これが一千五百万トンになりまして、そうではなくても、この炭鉱の労務者の離職、再就職といふか、労務移動が、これくらい激しい職場はないようになります。国家の基礎的な大方針を示しても、おそらく労務の移動は、依然として激しいに違ない。さらにその上、ただいま申すように老朽などは最長はつきりした事例だと思いますが、そういうよくななものがある。さらに経営者を進めて参りますと、そこで不幸な離職者が出てくるだらう、そういうものに対する対策は、一体どうなるのか、石炭産業自身は、ちゃんと確保されておりますが、やっぱりある程度の経済的なものは、ぞひとも工夫していかなければ、これは存続するというわけにいかないのじやないか。

だから、別の表現をすれば、国内産業だとか、ドルは「ドルも要らない」といふだ。あるいはまた労務の安定、供給、需要の場である。だから、労務の面からもこれを考える。いろいろなことを言われますが、安定期供給といふことを言われますが、やはりそれについてある程度の採算性は考えなければならぬ。それがいわゆる千二百円下げだと、かように私は理解し、そろそろそれを何とかしておるわけでございます。だから私は産業界

全体としては、いわゆる斜陽産業にらずして、四千八百万トンが五十五万トンという大きな目標を示して、のですから、その意味では、石炭業は一つ期待を持たれていいと思はず。  
しかし、しかば個々の山は一休うなのか、こういうことで、個々の具体的の山の話が出て参りますと、それぞれの山の面から見まして、おれはもうも不安だといふことも出てくるじゃないかと思うのです。それは労働の間で、そういう山については、具体的な対策を立てられるものだと思いつす。お話し合いを進められると思います。  
だから、政府自身といたしましては、産業全体の確保目標、しかも、それが掘り出され、需要が安定する、いろいろ方向に最善の努力をしたい。これが、先ほど来申す基本対策でございます。  
だから、具体的な山とすぐ結びつての御議論だと、なかなかか話が合わない点ができるのであります。だから不幸にして離職された方々に対してもやはり離職者対策というものが、それに進んで参れば、合理化はやむを得ない、不幸にして自分が失職したがれに対しての処置は、こういうことなるのだということだと、そこに安的な機運も生まれるのじゃないかとがよろしく私は考えております。  
○森中守義君 私は、佐藤大臣のお話を誤解したわけでも何でもないのです。ただ、承っておきますと、私は、といつても、行政の責任である大臣ということを聞いておる。しかし、あなたのお話は、どうも多少、評論め

あらわすと  
ある百葉の業者と  
は、その定めに沿うるが如く、  
その使体とされど、  
そのことによつてこそ、  
そのなかで何處かは、  
その話で何處かは、



保護なり。あるいは失業対策といふものを基準財政需要の中に入れて計算をするという特例等も開いてもらいたいことでなければ、特別交付税それ自身では、十分安心もいかない、ですかから基準財政需要額の算定方法を変えてもらいたいという要望もあります。

それから、きのう大臣言われた、内職をやっているもの、これには何の困難をやさかに黒い羽根で、同情をもつて集まつた零細な金の中から、世話を人と申しますか、材料を持って来る、あるいは製品を充りぱく世話をが六千円程度のものをもらつておるだけ、終日指導をしておるわけにもいかぬという実態、そこで給与の問題もございますが、あれを地元の希望のよ

うであります。このうえで、地元も追つかけて希望がございました。それから、きのうは出ませんでしたけれども、保護児童の生活の、何といいますか、授業なりあるいは保育について、国庫負担をしてもらいたいといふ要望は、これは、文教委員会等を通じて今まで聞いておられたところであります。が、これらは、内職の工場といいますか、あの仕事をする工場をいたしますと、これは起債のワクがあるかといふと、それもない、これにはやはり法律の改正が必要であります。こういうことで、地元からも追つかけて希望がございました。

その上に現われてこないと、これは実を結ばぬわけでござりますから、きのう見られた、あるいは赤字は解消してやりますが、各大臣が解決をしますから心配はないようによつては法律の上に、あるいは政令によっては法律の上に、あるいは場合によっては法律の上に、あるいは政策が具体的な解決という意味が、省においてくると、ひつかかりになりますよ。市町村といふもののが、県なり市町村といふものが、積極的にさらに立ち上がりの具體策を考えてもらわなければいかぬ、また経営者も、関連事業も、あるいは従業員も一緒になつて具体的な件になりますと、私の担当は、地方自治体の財政上の問題でございまして、要するに、地方自治体が、この石炭政策の転換のために出している具体的案を出してもらいたいといふ要望は、これは、内職センターや、産業地振興で、これから仕事をとですけれども、今、具体的に生活保護の算定方法について、あるいは交付税の、何といいますか、配分の基礎として、あるいは内職センターや、産業地振興で、これから仕事をやつています上について、あるいはあるわけですか、それもあるわけであるけれども、それを事業団を通じて見られた、住宅等も払

い下げてもらいたいということですが、事業団から自治体を通じて払い下げるという、やはり制度をこしらえませんと、あのあら家も、とにかく払

い下げてもらいたい、電灯あるいは水道の問題も心配になる、ふるの問題さえ、環境の問題さえ問題になると言いましたが、それを具体的に解決するためには、あるいは産炭地振興をやつていきます場合に、市町村を通してこの

いは制度として確立をされなければ、貸付をする、あるいは援助をする、これが自治省としても、その他の省でもそ

うですが、これは援助をいたします。心配はかけませんと言われても、それはやはり制度の上に、あるいは場合によっては法律の上に、あるいは政令

によっては法律の上に、あるいは政策が変わつたために、いろいろな職者が出ておるのだから、広い意味で、政府の責任といふ意味で十分とするつもりでやらなければならぬ、同時に

それにつきまして、私はこれは石炭政策が変わつたために、いろいろな職者が出ておるのだから、広い意味で、政府の責任といふ意味で十分とするつもりでやらなければならぬ、同時に

さらに非常に大きなものになつてくるのでこなししていけるのではないか、いろいろな内職の施設をやるという場合に、地方団体が、自分のほうで施設を

やる、あるいは土地を買うといつたよ

うなことを自分でやるという場合に、これは起債の手続も、これは法的な措置を通じなくとも、やり得るといふふうに思つております。

ただししかし、総合的に、あれこれ考

えてみますと、やはり若干、法律でも考えたほうがいいのじやないかといふ問題が、今後、自治体自体が、いろんな計画を立てました場合、あるいは出

てくるかもしれません、それについて

は、もつとよく検討いたしまして、必要な場合には、そういう措置も必要に応じては考えたい、今さしあつて、これをこういう新しい法律を作らなければ、自治体としてどうにも動きがつかないという問題は、今のところなかなか

か、あるいは生活保護費の国の補助を上げる問題とか、こういうもの、私自身の直接の担当ではございませんが、

この辺のことについて、労働大臣及び自治大臣両方のほうから、具体的な今

の干拓地に入植と酪農、こういう具

体的な問題について、特にお考えがあれば、お答えを願つておきたいと思いま

す。

○國務大臣(福永健司君) ただいま御指摘のよろんな問題が、才でに過去にお

いてもありました。労働省といたしましては、農林省のほうへ鋭意折衝した

こと等がござります。三池の場合に、養豚事業をやろうといふようなこと

で、ぜひ農林省でめんどうをみるよう

にとどめることで、折衝したことなどございません。それから干拓地に集団で移動しようというような、こういうことも、うまくいけばたいへんけつこうだ  
と私は思うのであります。この種の事業の場合におきましては、おおむねこれまで干拓前の海なら海で、漁業に従事していたというような人が、まず優先的にといふような問題等もございまして、なかなか簡単に参らない事情がござります。

労働省をいたしますと 石炭専門著等に關しては、特別にというより申したいところであり、そういうことにつきましては、現実に、そういう希望がある場合に、農林省当局と大いに折衝したいと思っておりますが、御指摘ども限りで申せることではございませんが、こういうようなことにつきましては、農林大臣が參つておりますので、私もども限りで申せることではございませんが、こういうようなことにつきましては、一生懸命お世話をするのが労働省の仕事でございます。労働省に關する限りにおいては、一生懸命お世話をしたい、かように考えておる次第でござります。

○國務大臣(安井謙君) 干拓、酪農につきましては、私ども、これが専門でございませんが、これを自治体が何かの施設を考えるような場合に必要になつてくれば、これは自治体自体の施設として考えるときだ、これは起債の方法もつけ得るのではないかと考えております。

○森中守義君 今、過去にそういうことがあつたといふ労働大臣のお話ですか、結果はどうなつたのですか。それから、干拓地に入植させる場合

に、漁業等で経験があつた人、とにかく上がつてしまつて、海ではないのですよ、魚をとるのではない、水田ですら、別に漁業の経験がなければ入植できないと、いろいろなことはちょっと考へがおかしい。それでこれは、私の県でも荒尾という所がありまして、荒尾に、そういう希望者がたくさんいるのですが、なかなか実現をしない。それで熊本県議会等にも、そういう話がだいぶ出たけれども、ながなが、それはそれなりの条件が必要だというのでも、炭鉱離職者だからといって、特別にめんどろを見てくれないといふことで、非常に困つておる。ところが、それでももう今日では、炭鉱離職者に対しては雇用促進事業団というものまで作つて、めんどうを見なければならぬこと、いよいよ時代ですから、そういう一般的な基準を適用して適否をきめるということは、私は適当じやないと思ふ。それですから、そういう趣旨に立つ限り、私はやはり、特段の配慮を加えられてよろしからうと思う。ただ、農林大臣は河野さんで、ここにおられる佐藤さんと同じように実力者の一人だから、このほうの説得も容易でないようになりますけれども、これはひとつ、佐藤さんの御援助も受けて、どうですか、これを具体的に手をつけてみませんか、だいぶ片づきますよ。

元の人であつたといふよな人を優先せしめ  
的にといふことがあるので、したがつて、炭鉱離職者をそこに持つていくの  
については、なかなかめんどくさがござ  
います。こういふ意味で私、申し上げ  
たのであります。だれが係であるかと  
いうことによつて、うまくいくとか、  
いかぬとかといふことになつてはいけ  
ません。微力ながら、こういふことに  
ついては、私ども石炭産業から離職す  
るといふ人たちには、特段の配意をし  
なければならぬといふ見地に立つて努  
力したいと思うわけであります。が、こ  
れは問題が、きわめて具体的になります  
ので、ただいま示唆をいただきまし  
たし、努力してみぬかということであ  
りますから、私は努力してみたいと思  
います。

する、具体的なこれらの点につい、て出でおりません。したがつて、そん、う具体的な、電力に石炭を、これだけは使わなければ、あるいは鉄鋼の工内炭の使用は、これだけは目標にして使わせる、産炭地発電等も、その一例ですが、そういうものを基礎として、三三%以上の、現況以上の石炭の需要を保証するということは、これは外国の例を引くまでもございませんが、具体的策はあると思う……。経済問題や価格問題だけで、どこともやっていないということは、先ほども申しましたが、これは、各国の石炭政策を見たが、これは、各國の石炭政策を見た結論です。その点については、要望は聞いておられましょうが、どういうふうに考えておられますか。

それから、あわせて石油の輸入関税について、それは、一つの方法だ、研究してみようといろお話をございましたが、これは、総理の答弁があつたから、政府としては取り上げることと、思ひうるので、今までのあるいは産炭地の自治体からも要望が出ているわけであります。が、これらの点について、政府の、これから取り上げて実現のために努力する決意があるかどうか伺いたい。

**○國務大臣（佐藤栄作君）** ただいまの石炭の需給の計画、これはいわゆる事務官僚ばかりが立てる数字ではございません。各界の方々の御意見を聞きまして、いわゆる総合エネルギー対策と、いう観点に立つて、エネルギーの伸び、その場合に、石炭が占める割合はどうであろうか、こういうものを各界の御意見を聞いて、実は数字としてまとめて上げたものでございます。この点

で、いわゆる別の表現の仕方がやら申しますと、五千五百万トンという数字にこだわることはないじゃないか。こういう御意見をしばしば伺っております。私もそのとおりだと思います。ただいまの目標は五千五百万トンといふ数字、しかもこれが三十八年度以降横ばいという形において、エネルギーの供給量は伸びていく。しかし、石炭の供給が五千五百万トンにとどまるとするれば、ただいま吉田さんが御指摘になりましたように、ペーセンテージは漸次下がっていく。こういうことになります。

でありますから、ここに一そりの工夫をする余地ありやいなや——そこでいわゆる企業努力ということを一方から申しまして、同時にまた、新鉱開発いたします場合に、新しい山ですが、特に原料炭を重点に置いて、そういう山を開発するならば、これは必ず国内で消費される、こういうことが看取でできるわけであります。だから新しい山を開発し、しかも、それが五千五百万トン以上に——在来の山と合わせて、それより以上の出炭ができる参りますならば、今のペーセンテージを必ず下げる必要はない、これはむしろ上げていくべきだと思います。

ただ、まことに残念でございますが、ただいまの石炭についても、やはり各界の見通しなどは、五千五百トンという数字は、なかなか大きな数字じやないか、なかなかこれを確保するのも困難だろと、こういうような御意見も各界にあるわけでございます。私どもいたしましては、これが、たゞいま一部で要求されるよう、石炭対策の政策の転換ということを要望し

ておられますか。そういう意味から、五千五百万トン以上の炭を出せと、かように申された場合に、いわゆる経済性をどの程度に見るかということに実は議論がなってくるのだろうと思うのです。これは、私が先ほど来何度もお答えをいたしておりますように、国内のもので、ドルを使わない安定的供給だとか、あるいは雇用の安定の場所としても、これは必要だと、こういうことが言われますが、同時に、どの程度に見るのは別でございますが、経済性といふものを全然無視しては、これは成り立たないものだと、かように実は思つてございます。しかし、今後、新しく開発を予定しております有明炭田であるとか、あるいは石狩炭田であるとか、こういうふうな有望な山が、それぞれ開発されて、出炭量がふえて参りますれば、私は必ず五千五百万トン以上のものを確保することが可能じゃないか、かように考えます。同時にこれは、原料炭の場合に、特に、その点を強調いたしましたわけであります。いわゆる動力炭として考えた場合の火力発電で石炭を使っている。これがただいまは長期契約で、一応であります。ところが、現在の実情は、まことに残念ながら、そういう実情は握っていられることだと思いますが、その数字が、まだ確

保されていない。この点は、いかにも  
殘念であります。

なるだらう。そういう意味の——この過剰炭を消化する意味において、いわゆる火力発電所の計画というものが要望されておるわけであります。これは、先ほど御指摘になりました産炭地発電とか、あるいは揚げ地発電だと、こういう表現で議論されているのであります。いわゆる三百万程度は火力発電にさらに増加しようと、要求すべき時期が来るのじゃないか。その二百万トンの消化の確保の道を立てる。そういう意味の計画が順次進められて参るわけであります。

これに付けて申し上げます。基幹産業である石炭、これを安定産業たらしめるという意味に立てば、先ほど来いろいろお話をになりました点が、もちろんそれぞの要点に触れた御意見でござりますし、私どもの考え方と、そういう食い違つているとは私は思いませんが、ただ、私どものほうで、強く経済性を主張いたしましたと、石炭をいじめるのじゃないかといふようなお話を出るだらうかと思いますが、私どもが主張する経済性は、ただいま千二百円下げる、これが大目標でございまして、それ以上指摘したり、それ以上、皆様方に要求するという考え方ではない。この意味では、石炭の値段、石油の値段を、はだかのままにして競争さすような考え方には持つておりません。こうい

うことを数回にわたって申すのは、その点であります。

ただ、私がどうしても程度の差はあるにいたしましても、石炭の経済性といふものを、やはり主張せざるを得ない、この点についての御理解をいただきたい、かように思います。

次は、関税の問題であります。関税については、いろいろの御意見が出ております。ただいまのところ、私も、この関税は、いかにあるべきかと申しておきます。この調査団を、せっかく歐州に派遣したばかりでござりますので、そういう意味で、この石油、石炭との競合の点をいかに調整していくか、これなども、他の国の例などを参考にして参りたいと、かように考えております。

ただ、私が今までしばしば申しておりますのは、火力発電などにおいて、石炭も使い、同時に、油も使う、そういう場合に、価格自身で競争させないという建前をとるならば、高いものは高いなり、安いものは安いなりで使つていただけば、そこに平均のコストの下がができるのじゃないか。安いものは国税をかけて高くして、そうして石炭並みの価格にするということも、それは一つの石炭保護という言い方は成り立つかと思いますが、産業自身とすれば、安く使えるものを、わざわざ高くすることはないじやないか、こういう一つの議論が真正面から実はるわけです。しかし、私は、この関税の問題についても、ただいま申し上げたような固い考え方で一切触れない

といふようなことを申すつもりは毛頭ございません。これなども、その調査団が帰つて参りまして、いろいろの御意見が出るだらうと思いますので、そ

○吉田法晴君 最後に、労働大臣に補  
充するつもりでございます。  
これらの意見を十分そしゃいたしまして、そうして、この問題にも善処して参るつもりでございます。

○國務大臣(福永健司君) 最低賃金制の問題につきましては、すでに私からも、中央最低賃金審議会に検討を願つたところであり、会議が開かれまして、労使公益三者構成によるところの小委員会に、この問題が移されておりますので、ここで銳意御検討をいたければ、なるほどという結論が出るであろうということを私期待しております。ことに、この労働者側の委員の中には、石炭の事情に非常に通じたものおられるので、そういうことを期待しておられます。これらを待つて、政府として、さらに善処をして、政府として、さらに善処をして、と思います。

それから前取補償的な措置についてでございますが、これは非常に大きなかつたします。

○國務大臣(福永健司君) 最低賃金制の問題につきましては、すでに私から

問題でございまするし、実施するとい  
たしますと、非常な大きな予算も必要  
でございます。これにつきましては、  
必ずしも西独なんかでやつております  
いますか、そういうことを大いに促進  
させる意味におきまして、賃金の一部  
を政府が何とか負担するような方法で  
もやつたらどうかというようなこと等  
を、今検討いたしているわけです。こ  
れはただいまのところ、私限りでござ  
いまして、まだ大蔵省等が、そういう  
ことをよからうともうところまでいつ  
ているわけではございません。ござい  
ませんが、先ほどから、いろいろお話  
もござりますよろな事情等にかんがみ  
まして、何らか、そういうよろな方法  
を考えいくべきではないかというの  
が、労働当局といたしましての考え方  
であり、鋭意検討をいたし、折衝もい  
たしていくつもりでござります。  
ただ、この点は、いよいよ実施する  
ということになりますと、新立法を伴  
う問題でござりますので、それらのこ  
とも急いでやらなければならぬ、こう  
いうことになろうかと思ひます。  
それから待機手当式なものというお  
話でございましたね。待機手当そのも  
のが、どうかということについては、  
これはなかなか意見もあるのでござい  
ますが、失業保険の期間を延ばすとか、  
あるいはその他何らかの方法、また  
転職訓練を受けて、おおむね過去の例  
に従しますと、転職訓練を受けた諸君  
は、割合に再就職もうまくいくて、いる  
ようであります。が、一部、うまくいく  
ていない人々もございます。で、そろ

問題でございまするし、実施するとい  
たしますと、非常な大きな予算も必要  
でござります。これにつきましては、  
必ずしも西独なんかでやつております。



この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。	
第五五三号	昭和三十六年十月十六日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県鞍手郡小竹町新多采町 末吉幸男
紹介議員 大矢 正君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第五五四号	昭和三十六年十月十六日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 札幌市北四条西四丁目田中勝男
紹介議員 龍田 得治君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第五五五号	昭和三十六年十月十六日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県嘉穂郡稻築町錢代坊二段池 西忠
紹介議員 米田 煎君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第五五六号	昭和三十六年十月十六日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県嘉穂郡稻築町錢代坊二段池 西忠
紹介議員 龍田 得治君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六〇一号	昭和三十六年十月十七日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 山口県宇部市厚南区西沖ノ山幸町九号 滝谷
紹介議員 大河原 一次君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六〇号	昭和三十六年十月十七日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県遠賀郡遠賀村虫生律四一〇 西忠幸
紹介議員 大矢 正君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六一号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県嘉穂郡庄内町綱分 入来田義行
紹介議員 大河原 一次君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六二号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県鞍手郡宮田町木村正喜
紹介議員 吉田 法晴君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六六号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県鞍手郡宮田町木村正喜
紹介議員 阿具根 登君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六七〇号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 佐賀県杵島郡大町町中宮町七一 脇山定男
紹介議員 大矢 正君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六七一号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県鞍手郡宮田町江田 三郎君
紹介議員 大河原 一次君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六七号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県鞍手郡鞍手町田村瑞福
紹介議員 横 繁夫君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六八号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県遠賀郡水巻町古賀 梶原徳秀
紹介議員 近藤 信一君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六〇〇号	昭和三十六年十月十七日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県遠賀郡水巻町古賀 梶原徳秀
紹介議員 大河原 一次君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六三号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県鞍手郡鞍手町砂町 平山卯七
紹介議員 大河原 一次君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六九号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県伊万里市大川町立川三四 前野鄭三
紹介議員 阿部 竹松君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六四号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県嘉穂郡二瀬町高崎坑千手 片岡保久
紹介議員 阿具根 登君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六九号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県山田市下山田上林英雄
紹介議員 中田 吉雄君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六五号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 山口県宇部市沖ノ山木下正男
紹介議員 阿具根 登君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六六六号	昭和三十六年十月十八日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 山口県宇部市沖ノ山本下正男
紹介議員 阿具根 登君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第六七〇号	昭和三十六年十月十九日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県嘉穂郡二瀬町仲山川泉
紹介議員 阿具根 登君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第七一二号	昭和三十六年十月十九日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県若松市東二島吉本明
紹介議員 大矢 正君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第七二二号	昭和三十六年十月十九日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県若松市東二島吉本明
紹介議員 大矢 正君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。
第七二三号	昭和三十六年十月十九日受理
石炭政策樹立に関する請願	請願者 福岡県嘉穂郡稻築町三井緑ヶ丘 石本謙三外二名
紹介議員 米田 煎君	この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第七七四号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 福岡県中間市大根土白塔三一〇 寺田憲雄

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。紹介議員 江田 三郎君

第七七五号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡庄内町今城松市

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 中田 吉雄君

第七七六号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 山口県宇部市東見初平

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 和泉内 江副道行

第七七八号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 多美町 佐々木忠美

石炭政策樹立に関する請願

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 楠 繁夫君

石炭政策樹立に関する請願

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

石炭政策樹立に関する請願

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 木下 矢壁嘉一

第七七八三号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 福岡県荒尾市万田社宅西町二七棟 田中常雄

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 森中 守義君

第七七八四号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 福岡県田川郡方城町四、六八〇 北川房男

この請願の趣旨は、五〇〇号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君

第七七八五号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 福岡県西彼杵郡高島町カキセ 馬場治十

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 近藤 信一君

第七七八六号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 山口県宇部市東見初谷津江町三 福原栄

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 大河原 一次君

第七七八七号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡小竹町一

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 楠 繁夫君

第七七八八号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町梅

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 米田 熟君

第七七八九号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡稻築町三井塗生 堀守雄

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 平林 剛君

第七七八三号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(二通)

請願者 福岡県田川郡本山村森江基之外九名

紹介議員 阿部 竹松君

第七七八四号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(三通)

請願者 福岡県田川郡方城町四、六八〇 北川房男

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君

第七七八五号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(三通)

請願者 福岡市姪浜町小浜町早良二坑 浜田定巳外五名

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 中田 吉雄君

第七七八六号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(三通)

請願者 福岡市姪浜町香月町白川一孝外一名

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 中田 吉雄君

第七七八七号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(三通)

請願者 福岡県宇部市東見初谷ノ一 楠竹子

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 平林 剛君

第七七八八号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(六通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町一陽 加留部芳秀外五名

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第七七八三号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(十通)

請願者 山口県小野田市本野田森江基之外九名

紹介議員 阿具根 登君

第七七八四号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(六通)

請願者 長崎県北松浦郡吉井町直谷免 原口信三郎外五名

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君

第七七八五号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(六通)

請願者 福岡市姪浜町小浜町早良二坑 浜田定巳外五名

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 中田 吉雄君

第七七八六号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(六通)

請願者 福岡市姪浜町香月町白川一孝外一名

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 中田 吉雄君

第七七八七号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(六通)

請願者 福岡県宇部市東見初谷ノ一 楠竹子

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 平林 剛君

第七七八八号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(六通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町一陽 加留部芳秀外五名

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第七七八三号 昭和三十六年十月二十日受理 石炭政策樹立に関する請願(二通)

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋一ノ三全国圧力計工業組合理事長 西海敏夫

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 戸機一ノ三

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 米田 熟君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

紹介議員 海敏夫

紹介議員 仲原 善一君

中小企業業種別振興臨時措置法に基づく指定業種の振興資金設備等に関する請願

中小企業業種別振興臨時措置法が施行されて以来政府は、この法律の趣旨に従い、四十業種に及び業種の指定、同三業種に対する改善事項の策定等、同法の円滑な運営に努力されてきたが、関係業界としては、政府の調査等の作業にも相当の犠牲を払つて協力してきましたにもかかわらず、策定された改善事項が、なんら業界の不況打開あるいは安定振興に寄与するところがなく、誠に憂慮されるから、同法の目的が達成されるために、(一)中小企業業種別振興資金を設置し、これに三百億円を繰り入れること、(二)業種別実態調査費が少額で業界の負担が大きいから大幅に増額すること、(三)改善事項の決定は最優先に國の施策とし、すみやかに実施するよう措置すること、(四)指定業種の長期大口資金を対象とする低利の設備近代化保険を新設し、中小企業信用保険公庫の直接援によりこれを実施すること等の施策を図られたいとの請願。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 東京都中央区日本橋江戸橋一ノ二三全国圧力計工業組合内 山崎親俊

関係業界としては、政府の調査等の作業にも相当の犠牲を払つて協力してきましたにもかかわらず、策定された改善事項が、なんら業界の不況打開あるいは安定振興に寄与するところがなく、誠に憂慮されるから、同法の目的が達成されるために、(一)中小企業業種別振興資金を設置し、これに三百億円を繰り入れること、(二)業種別実態調査費が少額で業界の負担が大きいから大幅に増額すること、(三)改善事項の決定は最優先に國の施策とし、すみやかに実施するよう措置すること、(四)指定業種の長期大口資金を対象とする低利の設備近代化保険を新設し、中小企業信用保険公庫の直接援によりこれを実施すること等の施策を図られたいとの請願。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第六八六号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 烏取県倉吉市長 早川忠篤

紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

清一郎外一万二百二十

第七五二号 昭和三十六年十月十九日受理 請願者 羽生 三七君

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する

法律案成立に關する請願

請願者 福岡県知事 鶴崎多一

外五名

紹介議員 吉田 法晴君

石炭採掘に伴う一般鉱害の復旧について

は、昭和二十七年八月一日法律第二百九十五号をもつて、臨時石炭鉱害復

旧法が施行され、昭和三十六年度まで

に、九十六億円の復旧事業が施行され

た。しかしに、鉱害の現状は、既発生残

存鉱害量がなお二百五十億円に及び、

更に、今後十箇年に三百億円の発生が

予想される状況であり、このため同法の期限延長を骨子とする改正法案が第

三十八回国会に提出されたにもかかわ

らず、同法案は審議未了となつたから、

正を今国会においてぜひとも成立せら

れたいとの請願。

第七九三号 昭和三十六年十月二十日受理 請願者 福岡県田川郡川崎町長 村坂義外二名

福岡県豊洲炭鉱災害に伴う遭難者遺体収容に対する具体案明示等に関する請願

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県豊洲炭鉱災害に伴う遭難者遺体

収容に対する具体案明示等に関する請願

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県豊洲炭鉱災害に伴う遭難者遺体

収容に対する具体案明示等に関する請願

炭坑が続出して深刻なる社会問題を引き起こしているから、根本的な安定と相まって炭坑労働者の生活を保障する諸政策の樹立と石炭産業の危機を切りひらくため、(一)石炭鉱業合理化臨時措置法の抜本的改正を図ること、(二)

縮小再生産ではなく拡大再生産を基調とする産業振興対策を樹立すること、(三)

炭鉱合理化の犠牲となつた炭鉱労

動者の救済措置を講ずること、(四)鉱

石炭採掘に伴う一般鉱害の復旧につ

いては、昭和二十七年八月一日法律第二百九十五号をもつて、臨時石炭鉱害復

旧法が施行され、昭和三十六年度まで

に、九十六億円の復旧事業が施行され

た。しかしに、鉱害の現状は、既発生残

存鉱害量がなお二百五十億円に及び、

更に、今後十箇年に三百億円の発生が

予想される状況であり、このため同法の期限延長を骨子とする改正法案が第

三十八回国会に提出されたにもかかわ

らず、同法案は審議未了となつたから、

正を今国会においてぜひとも成立せら

れたいとの請願。

第七九三号 昭和三十六年十月二十日受理 請願者 大阪市旭区今市町三ノ

二四一 玉井みや子外五十九名

所得倍増政策反対等に関する請願

紹介議員 藤原 道子君

おそれべき物価上昇をもたらした池

田内閣の所得倍増政策によつて、(一)

いま所得倍増政策のなかで、国民の

生活には非常に大きな格差があらわ

れ、国会における経済企画庁の発表

も、本月一月から七月までの所得の伸びを、最低所得層六・五パーセント、

る低所得者の生活はもう限にきていること等の理由から、このよきな所得倍増政策には反対であるから、経済政策を変更せられたいとの請願。

第七九六号 昭和三十六年十月二十日受理

電話加入者事業協同組合に対する特別融資わく設定の請願

請願者 東京都千代田区神田西

福町田三全国電話加入者事業協同組合連合会

代表理事 波多野義熊

紹介議員 川上 炳治君

外二十三名

電話加入権質に関する臨時特例法による

金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、事業協同組合）に限定

されており、しかもこれらの機関に實権を持つて行つても融資をしなければならない義務はなく、また町の金融業者やいわゆる電話業者から借りると法外な高利を取られるのが実情で、せつかく零細企業者が苦労して取得した財産である電話をそのために取り上げられる結果となつていて。このよきな事情を解決するため、零細企業者自身の手により電話加入者の協同組合を結成したものであるが、事業資金の面で困難しているから、本組合に対し、すみやかに予算措置を講じ、特別融資のみちを開かれたいとの請願。

第八五六号 昭和三十六年十月二十日受理

中小企業に対する事業資金わく拡大の請願

請願者 福島市杉妻町一〇福島

県町村会内 笠間恵

紹介議員 石原幹市郎君

中小企業の育成については、政府において種々対策を講じているが、その事業資金融資わくが狹少であるため、末端の中小企業者まで均てんしない実情にあるから、これが融資わくを拡大し、中小企業の育成振興を図られたいとの請願。

第八五八号 昭和三十六年十月二十日受理

所得倍増政策反対等に関する請願

請願者 三重県津市築地町二〇

二 谷正子外七十八名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第九九五号 昭和三十六年十月二十日受理

競輪制度改善に関する請願

請願者 千葉県市原郡姉ヶ崎町

姉ヶ崎三九五 岡島正

大衆娯楽性を樹立し、一般社会にそれ

産炭地域振興臨時措置法案早期成立等

に關する請願

紹介議員 向井 長年君

競輪の健全化とスポーツとしての

外な高利を取られるのが実情で、せつかく零細企業者が苦労して取得した財産である電話をそのために取り上げられる結果となつていて。このよきな事情を解決するため、零細企業者自身の手により電話加入者の協同組合を結成したものであるが、事業資金の面で困難しているから、本組合に対し、すみやかに予算措置を講じ、特別融資のみちを開かれたいとの請願。

第一〇三〇号 昭和三十六年十月二十二日受理

競輪制度改善に関する請願

請願者 千葉県市原郡姉ヶ崎町

姉ヶ崎三九五 岡島正

国民の生活をますます圧迫する諸物価の値上げに反対し、提出制国民年金の実施延期及び国民生活の水準を引き上げるために、全国一律八千円の最賃制を確立せられたいとの請願。

第一〇四六号 昭和三十六年十月二十二日受理

産炭地振興に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町長

産炭地域振興臨時措置法案早期成立等

に關する請願

紹介議員 向井 長年君

競輪の健全化とスポーツとしての

外な高利を取られるのが実情で、せつかく零細企業者が苦労して取得した財産である電話をそのために取り上げられる結果となつていて。このよきな事情を解決するため、零細企業者自身の手により電話加入者の協同組合を結成したものであるが、事業資金の面で困難しているから、本組合に対し、すみやかに予算措置を講じ、特別融資のみちを開かれたいとの請願。

第一〇三七号 昭和三十六年十月二十二日受理

競輪制度改善に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町長

産炭地域振興法の早期制定を図ること

を浸透させるためには、公営競輪調査会の結論にあるように、現在の競輪機構とその運営のあり方について抜本的な改善が喫緊の必要事であり、さらには、東京電力、私鉄十四社があり、地元の料金値上げを特例として許可して、国鉄、郵便局、九州電力以外の債務として法制化すること、等の実現するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

成の業務は、日本競輪選手会の主要業務として法制化すること、等の実現するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一〇一二号 昭和三十六年十月二十二日受理

諸物価値上げ反対等に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡坪山町川尻二、〇二九、松

村入太郎外二百四名

紹介議員 須藤 五郎君

国民の生活をますます圧迫する諸物価の値上げに反対し、提出制国民年金の実施延期及び国民生活の水準を引き上げるために、全国一律八千円の最賃制を確立せられたいとの請願。

第一〇四七号 昭和三十六年十月二十二日受理

産炭地振興対策樹立に関する請願

請願者 福岡県直方市長 向野

十三日受理

産炭地振興対策樹立に関する請願

請願者 福岡県飯塚市片島四〇

紹介議員 吉田 法晴君

産炭地振興策の万全を期するため、

（一）農業關係についても産炭地振興の

対象として考慮すること、（二）産炭地

振興のため実施する諸条件の整備（道

路、港湾、工業用水等）については、

経費負担も政府において特別に配慮す

ること、（三）企業導入促進のため不動

産取得税、固定資産税についても非課

税もしくは不均一課税を実施した場

合、地方交付税法上の特別措置及び租

税特別措置法上の特別措置をうける該

当団体については、政令をもつて別途

目的達成は不可能に近いか、諸外国の例にならぬ工場配置法を制定し、当該地域に企業導入が可能となるよう積極的法制措置をとること、（五）企業導入のためには並行して中小企業の下請務として法制化すること、等の実現するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一〇九二号 昭和三十六年十月二十二日受理

公正な取引秩序確立に関する請願

請願者 東京都千代田区六番町

十三日受理

分配意すること、（四）産炭地に企業を

導入する場合、現行制度としてはなん

ら具体的な措置がなく、産炭地域の工場

立地条件はきわめて悪いため、これが

一五主婦連合会内 春

紹介議員 奥 わめお君

最近の経済の高度成長と、めざましい

技術革新により、新製品が続出してお

り、それに加えて、価格、品質、内容

などについて、虚偽表示や、誇大広告

による販売方法、過大な懸賞、景品つ

き販売方法等が横行し、消費者は適正

な選択をさまたげられること著しいも

のがあるから、公正な取引秩序を確立

して、きちんと販売方法を防止し、消費

者の利益を保護するために、現行法の

整備強化又は新法の制定等の措置をす

みやかに講ぜられたいとの請願。

十月二十八日予備審査のため、本委員

会に左の案件を付託された。

一、金属鉱産物価格安定臨時措置法

案(衆)

一、金属鉱物資源開発助成法案(衆)

金属鉱産物価格安定臨時措置法案  
金属鉱産物価格安定臨時措置法

目次  
第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 安定価格及び需給計画(第三条・第四条)

第三章 金属鉱業審議会(第九条)

第一節 通則(第十三条・第十九条)

第二節 役員及び職員(第二十一条・第三十二条)

第三節 財務及び会計(第三十二条)

第四節 金属鉱産物販売公団(第三十三条)

第五節 金属鉱業(第三十四条)

第六節 金屬鉱産物(第三十五条)

第七節 金屬鉱産物(第三十六条)

第八節 金屬鉱産物(第三十七条)

第九節 金屬鉱産物(第三十八条)

第五節 監督(第四十五条・第四十六条)

第六章 罰則(第五十条・第五十一条)

第五章 雜則(第四十九条)

第六章 罰則(第五十一条・第五十二条)

第五章 雜則(第五十一条)

第六章 罰則(第五十一条)

第五章 雜則(第五十一条)

者」とは、鉱山業を営む者をいう。

は、鉱物の製錬の事業をいい、「製錬業者」とは、製錬業を営む者をい

う。

第一条 通商産業大臣は、前条の安

定価格を定める基礎となつた事情

が著しく変動したときは、金属鉱

業審議会の意見をきいて、その定

めた安定価格を変更することがで

きる。

第二条 通商産業大臣は、金属鉱業

審議会の意見をきいて、次の安定

価格を定める。

一、国内において採掘する原料用

鉱物及び国内において採掘する

金属鉱物から製錬する地金の国

内における安定下位価格

一、前号に規定する原料用鉱物及

び地金の国内における安定上位

価格

2、前項第一号の安定下位価格は、

国内の原料用鉱物及び金属鉱物に

係る鉱山業及び製錬業を保護する

ため日本金属鉱産物販売公団が買

い取る国内において採掘する原料

用鉱物及び国内において採掘する

金属鉱物から製錬する地金の最低

価格であつて、金属鉱産物の生産

費その他の経済事情を考慮して定

めるものとする。

3、第一項第二号の安定上位価格

は、金属鉱産物を原材料として使

4、通商産業大臣は、第一項の規定により安定価格を定めたときは、第三条第一項第一号の価格は、第三条第一項第一号の安定下位価格以上遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条 通商産業大臣は、前条の安

定価格を定める基礎となつた事情

が著しく変動したときは、金属鉱

業審議会の意見をきいて、その定

めた安定価格を変更することがで

きる。

第五条 通商産業大臣は、毎年度、

当該年度開始前に、金属鉱業審議

会の意見をきいて、国内において

使用される金属鉱産物(スクラッ

プを含む)の需給計画(以下「需給

計画」という。)を定めなければな

らない。

2、前項の場合は、次の

需給計画に定める事項は、次の

とおりとする。

一、当該年度において国内で採掘

する原料用鉱物及び国内におい

て採掘する金属鉱物から製錬す

る地金の数量並びに日本金属鉱

産物販売公団のそれらの買取価

格

二、当該年度において輸入する金

属鉱物から製錬する地金の数量

3、前項第一号の価格は、第三条第一項第一号の安定下位価格以上遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条 通商産業大臣は、前条の安

定価格を定める基礎となつた事情

が著しく変動したときは、金属鉱

業審議会の意見をきいて、その定

めた安定価格を変更することがで

きる。

第五条 通商産業大臣は、毎年度、

当該年度開始前に、金属鉱業審議

会の意見をきいて、国内において

使用される金属鉱産物(スクラッ

プを含む)の需給計画(以下「需給

計画」という。)を定めなければな

らない。

2、前項の場合は、次の

需給計画に定める事項は、次の

とおりとする。

一、当該年度において国内で採掘

する原料用鉱物及び国内におい

て採掘する金属鉱物から製錬す

る地金の数量並びに日本金属鉱

産物販売公団のそれらの買取価

格

二、当該年度において輸入する金

属鉱物から製錬する地金の数量

量及びその販売価格

6、第三条第四項の規定は、第一項

の場合に準用する。

7、第三条第四項の規定は、第一項

を定める基礎となつた事情が著し

く変動したときは、金属鉱業審議

会の意見をきいて、その定めた需

給計画を変更することができる。

8、前項第三項から第六項までの規

定は、前項の場合に準用する。

9、第三条第四項の規定は、第一項

を定める基礎となつた事情が著し

く変動したときは、金属鉱業審議

会の意見をきいて、その定めた需

給計画を変更することができる。

10、前項の場合は、前項の規定によ

て、自ら使用するものを除く。

及び製錬業者が国内において金属

鉱物から製錬した地金(第三項た

だし書の規定により輸出されるも

のを除く。)は、日本金属鉱産物販

売公団が買入するものとする。

11、前項の場合は、前項の規定によ

て、金属鉱物の需給事情その他

の経済事情を考慮して定めるもの

とする。

12、前項の場合は、前項の規定によ

て、金属鉱物の需給事情その他

の経済事情を考慮して定めるもの

とする。

13、前項の場合は、前項の規定によ

て、金属鉱物の需給事情その他

の経済事情を考慮して定めるもの

とする。

14、前項の場合は、前項の規定によ

て、金属鉱物の需給事情その他

の経済事情を考慮して定めるもの

とする。

15、前項の場合は、前項の規定によ

て、金属鉱物の需給事情その他

の経済事情を考慮して定めるもの

とする。

16、前項の場合は、前項の規定によ

て、金属鉱物の需給事情その他

の経済事情を考慮して定めるもの

とする。

17、前項の場合は、前項の規定によ

て、金属鉱物の需給事情その他

の経済事情を考慮して定めるもの

とする。

18、前項の場合は、前項の規定によ

て、金属鉱物の需給事情その他

の経済事情を考慮して定めるもの

とする。

19、前項の場合は、前項の規定によ

て、金属鉱物の需給事情その他

の経済事情を考慮して定めるもの

とする。

2 日本金属鉱産物販売公団は、前項の規定により鉱山業者又は製鍊業者から買入るべき原料用鉱物又は金属鉱物から製鍊した地金の数量については、毎年、鉱山業者又は製鍊業者との契約で定めるものとする。

3 鉱山業者はその国内において採掘した原料用鉱物を、製鍊業者はその国内において金属鉱物から製鍊した地金を日本金属鉱産物販売公団以外の者に売り渡してはならない。ただし、製鍊業者が輸入した金属鉱物から製鍊した地金を輸出する場合は、この限りでない。

4 日本金属鉱産物販売公団以外の者は、原料用鉱物及び金属鉱物から製鍊した地金（スクラップ）を含む。以下次条において同じ）を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。

5 日本金属鉱産物販売公団以外の者は、鉱山業者からその者が国内において採掘した原料用鉱物を、製鍊業者からその者が金属鉱物から製鍊した地金を買入受けてはならない。

6 第三項ただし書の規定による輸出及び第四項ただし書の規定による輸入について、その手続その他必要な事項は政令で定める。（輸出入業務の代行）

第八条 日本金属鉱産物販売公団は、金属鉱産物の輸出入の業務の全部又は一部をその指定する者をして代行させることができる。

（設置及び権限）

第三章 金属鉱業審議会

第十二条 この章に規定するもののうち、審議会の組織及び運営に関するもの

第九条 通商産業省に、金属鉱業審議会

議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、金属鉱産物（スクラップを含む。以下次条において同じ。）の需給及び価格の安定に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項に関する（組織）

第十条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、通商産業大臣が任命する。

3 一 原料用鉱物及び金属鉱物に係る鉱山業者及び製鍊業者を代表する者

二 労働者を代表する者 二人以内

三 金属鉱産物を原材料として使われる事業を営む者を代表する者 二人以内

四 学識経験のある者 二人以内

（会長）

第十二条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する者がその職務を代理する。（通商産業省令への委任）

（役員の欠格条項）

第二十四条 次の各号の一に該当すればならない事項は、登記しなければならない。これをもつて第三者に抗することができない。

2 役員は、再任されることができない。

（名称の使用制限）

第三章 金属鉱産物販売公団の目的

第一節 通則

（日本金属鉱産物販売公団は、金属鉱産物の価格の著しい変動の防止に寄与するため、金属鉱産物（スクラップを含む。）の事業を営むことを目的とする。）

第二章 第四章 日本金属鉱産物販売公団の目的

（法人格）

第十四条 日本金属鉱産物販売公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第十五条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第十六条 公団の資本金は、二十五億円とし、政府がその全額を出資するものとする。（登記）

第十七条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

（役員の任命）

第二十二条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。（役員の任期）

第二十三条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

（役員の欠格条項）

第二十四条 次の各号の一に該当すればならない。これをもつて第三者に抗することができない。

2 役員は、役員となることができない。

（会員の欠格条項）

第一節 第二節 役員及び職員の住所の規定は、公団について準用する。

第二十条 公団に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。（役員の職務及び権限）

第二十一条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

（役員の解任）

第二十五条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任しなければならない。

（心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき）

2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするとときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。



用する事業を営む者に対し、必要な事項の報告をさせ、又はその職務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 第四十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

#### 第六章 罰則

第五十条 第七条第三項、第四項又は第五項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十条又は前条の各号の一に該当する場合には、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

1 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けたときは、たとき。2 前項の規定により指名された事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けたときは、たとき。

業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第四十七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

3 第三十二条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

4 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

5 第四十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

6 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとした者は、一万円以下の過料に処する。

(附 則)

#### 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第八条の規定は、公団の成立の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第五条の規定は、昭和三十七年度以降の年度の需給計画について適用する。

第三条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(公団の設立)

第四条 通商産業大臣は、公団の理

事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律

の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第五条 通商産業大臣は、設立委員会を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第六条 附則第四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 第七条の規定の施行の際現に輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第一条の規定により受けている承認又は同令

第二条第一項の規定により受けている許可に係る金属鉱産物及び輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第四条第一項又は同令第八条第一項の規定により受けている承認に係る金属鉱産物については、第七条第三項から第五

二条第一項の規定により受けている登記の一部を次のように改正する。

1 ノ十一 日本金属鉱産物販売会社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次により改正する。

1 ノ一ノ五ノ八 日本金属鉱産物販

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次により改正する。

1 ノ一ノ五ノ八 日本金属鉱産物販

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次により改正する。

1 ノ一ノ五ノ八 日本金属鉱産物販

(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次により改正する。

1 ノ一ノ五ノ八 日本金属鉱産物販

十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 公団の最初の事業年度は、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 公団の最初の事業年度は、法律第二十八号の一部を次のよう

に改正する。

1 第四条第二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本金属鉱産物販売公団」を加える。

2 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

1 第十五条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

2 第四条第二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本金属鉱産物販

物販売公団」を加える。

3 第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

四の十二 日本金属鉱産物販売公団

第五条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

1 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

1 第十五条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次

のように改正する。

1 第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第二十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第三十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第三十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第三十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第三十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

1 第三十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。



問わず、これと同等以上の職権  
又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)  
第十六条 通商産業大臣又は理事長  
は、それぞれその任命に係る役員  
が前条各号の一に該当するに至つ  
たときは、その役員を解任しなけ  
ればならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、そ  
れぞれその任命に係る役員が次の  
各号の一に該当するとき、その他  
役員たるに適しないと認めるとき  
は、その役員を解任することがで  
きる。

一心身の故障のため職務の執行  
に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると  
き。

3 理事長は、前項の規定によりそ  
の任命に係る役員を解任しようと  
するときは、通商産業大臣の認可  
を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とす  
る団体の役員となり、又は自ら営  
利事業に従事してはならない。た  
だし、通商産業大臣の承認を受け  
たときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 事業団と理事長との利益  
が相反する事項については、理事  
長は、代表権を有しない。この場  
合には、監事が事業団を代表す  
る。

(代理人の選任)

第十九条 理事長は、理事又は事業  
団の職員のうちから、その業務の  
一部に関し、一切の裁判上又は裁  
判外の行為をする権限を有する代  
理人を選任する。

理人を選任することができる。  
(職員の任命)  
第二十条 事業団の職員は、理事長  
が任命する。

第二十一条 役員若しくは職員又は  
これらの中の職にあつた者は、その職  
務に關して知り得た秘密をもら  
し、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)  
第二十二条 役員及び職員は、刑法  
(明治四十年法律第四十五号)その  
他の罰則の適用については、法令  
により公務に從事する職員とみな  
す。

### 第三節 業務

(業務の範囲)

第二十三条 事業団は、第四条の日  
的を達成するため、次の事業を行  
なう。

一 重要金属鉱物の探鉱(次号に  
掲げるものを除く。)

二 委託に基づく重要金属鉱物の  
探鉱

三 鉱業権の保有又は売渡し

四 重要金属鉱物の探鉱を行なう  
者に対する探鉱資金の貸付け

五 通商産業省令で定める基準に  
該当する鉱業権者及び租鉱権者  
に対する重要な金属鉱物の探鉱又  
は採掘の用に供する機械及び器  
具(これらの附属品を含む。)の  
貸付け

六 重要金属鉱物の探鉱に関する  
技術指導

七 前各号に附帯する事業

(鉱業権の譲渡)

第二十四条 事業団は、前条第一号  
の探鉱を行なつた結果鉱業権を設

定したときは、その鉱業権を鉱業  
を行なつてゐる者に譲渡するもの  
とする。

第二十五条 探鉱資金の貸付けは、  
鉱業権者又は租鉱権者であつて通  
商産業省令で定める基準に該当す  
るものに対し行なうものとする。

(貸付けの相手方)  
第二十六条 探鉱資金の貸付けは、  
前項の譲渡の相手方の範囲、譲  
渡する鉱業権の対価の算定基準及  
び対価の支払方法については、通  
商産業省令で定める。

(支払の猶予)  
第二十七条 探鉱資金の貸付けは、  
政令で定めるやむを得ない理由に  
より貸付金の償還が著しく困難で  
あると認められる場合には、償還  
金の支払を猶予することができ  
る。

(利率、償還期間及びえおき期  
間)  
第二十八条 探鉱資金に係る貸付金  
の利率は年五分以内、その償還期  
間は十年以上十五年以内、そのす  
べき期間は五年以上十年以内に  
おいて、それぞれ政令で定める。

(一時償還)  
第二十九条 事業団は、探鉱資金の貸  
付けを受けた者が次の各号の一に  
該当するときは、その者に対し、  
いつでも、貸付金の全部又は一部  
の償還を請求することができる。

一 正當な理由がなくて貸付金の  
償還を怠つた場合

二 貸付金を貸付けの目的以外の  
目的に使用した場合

三 正當な理由がなくて貸付金の  
条件に違反した場合

四 貸付金に係る設備を譲渡した  
場合その他通商産業省令で定め  
る場合

(事業年度)  
第三十条 事業団は、探鉱資金の貸  
付けを受けた者が会社である場  
合において、その貸付けを受けた  
日の属する事業年度以後の事業年  
度の決算において計上した利益の  
額がその資本の額又は出資の総額

に政令で定める率を乗じて算出し  
て得た金額をこえるときは、政令  
で定めるところにより、その者に  
係る貸付金の全部又は一部につい  
てその償還期日を繰り上げること  
ができる。

第二十九条 事業団は、災害その他  
政令で定めるやむを得ない理由に  
より貸付金の償還が著しく困難で  
あると認められる場合には、償還  
金の支払を猶予することができ  
る。

(支払の猶予)  
第二十九条 探鉱資金の貸付けを受  
けた者が会社である場合には、期  
間に係る各事業年度においては、  
該借入金の償還が終まるまでの期  
間で定めるところにより、減価  
償却その他の費用について必要な  
経理を行なつた後でなければ、當  
該決算において利益の配当をして  
はならない。

(利益の配当の制限)  
第三十二条 探鉱資金の貸付けを受  
けた者が会社である場合には、期  
間に係る各事業年度においては、  
該借入金の償還が終まるまでの期  
間で定めるところにより、減価  
償却その他の費用について必要な  
経理を行なつた後でなければ、當  
該決算において利益の配当をして  
はならない。

(業務方法書)  
第三十三条 事業団は、業務開始の  
際、業務方法書を作成し、通商産  
業大臣の認可を受けなければなら  
ない。これを変更しよるとすると  
きも、同様とする。

2 前項の業務方法書の記載すべき  
事項は、通商産業省令で定める。

(第四節 財務及び会計)  
第三十四条 事業団の事業年度は、  
毎年四月一日に始まり、翌年三月  
三十日に終わる。

(収支予算等の認可)  
第三十五条 事業団は、毎事業年  
度、収支予算及び資金計画を作成  
し、当該事業年度開始前に、通商  
産業大臣の認可を受けなければなら  
ない。これを変更しよるとする  
ときも、同様とする。

(事業計画等)  
第三十六条 事業団は、毎事業年  
度、事業計画を作成し、当該事業  
年度開始前に、通商産業大臣の認  
可を受けなければならない。これ

がなくてその償還を怠つたとき  
は、当該貸付金を担保するため  
設定された抵当権その他の権利を  
実行するものとする。

第三十七条 事業団は、毎事業年  
度、事業計画を作成し、当該事業  
年度開始前に、通商産業大臣の認  
可を受けなければならない。これ



2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めることにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第五条 この法律の施行の際現に金属鉱物資源開発事業團といふ名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条 事業団の最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十日に終わるものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の収支予算、資金計画及び事業計画については、第三十五条及び第三十六条第一項中「当該事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

2 事業団が最初に作成する探鉱資金の貸付計画については、第六条第二項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中央競馬会」の下に「金属鉱物資源開發事業團」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ二 金属鉱物資源開發事業團ノ発スル証書、帳簿等

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「アジア經濟研究所」の下に「金属鉱物資源開發事業團」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 金属鉱物資源開發事業團

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第十五条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

業團」の下に「金属鉱物資源開發事業團」を加える。

十四 金属鉱物資源開發事業團に対する貸付け

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「労働福祉事業團」の下に「金属鉱物資源開發事業團」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「鉱害復旧事業團」の下に「金属鉱物資源開發事業團」を加える。

第一百七十九条中「日本国有鉄道」の下に「金属鉱物資源開發事業團」を加える。

二の四 金属鉱物資源開發事業團が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三百四十八条第二項第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四 金属鉱物資源開發事業團が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(資金運用部資金法の一部改正)

第十四条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 金属鉱物資源開發事業團

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第十五条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

二の四 金属鉱物資源開發事業團